

令和5年度

鹿児島市交通安全実施計画



鹿児島市

はじめに

この計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）第 26 条第 4 項の規定に基づき、第 11 次鹿児島市交通安全計画（令和 3 年度～7 年度）の方針に沿って、令和 5 年度に本市の陸上交通の安全に関して講ずべき交通安全のための施策について、各関係機関が円滑かつ適切に推進するために必要な事項について定めたものである。

目 次

第 1 章 道路交通の安全

第 1 節 道路交通環境の整備

1	生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 ……	1
	(1) 生活道路における交通安全対策の推進	
	(2) 通学路等における交通安全の確保	
	(3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備	
2	高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化 ……	4
3	幹線道路における交通安全対策の推進 ……	5
	(1) 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進	
	(2) 事故危険箇所（事故多発地点）対策の推進	
	(3) 幹線道路における交通規制	
	(4) 重大事故の再発防止	
	(5) 適切に機能分担された道路網の整備	
	(6) 道路の改築等による交通事故対策の推進	
	(7) 交通安全施設等の高度化	
4	交通安全施設等整備事業の推進 ……	1 2
	(1) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	
	(2) 幹線道路対策の推進	
	(3) I T S 化の推進による安全で快適な道路環境の実現	
	(4) 道路交通環境整備への住民参加の促進	
	(5) 連絡会議等の活用	
	(6) 将来の交通流の変化を見据えた交通環境の整備	
5	高齢者等の移動手手段の確保・充実 ……	1 6
6	歩行者空間のユニバーサルデザイン化 ……	1 7
7	無電柱化の推進 ……	1 8
8	効果的な交通規制の推進 ……	1 9
9	自転車利用環境の総合的整備 ……	2 1
	(1) 安全で快適な自転車利用環境の創出	
	(2) 自転車等の駐車対策の推進	
1 0	交通需要マネジメントの推進 ……	2 3
	(1) 公共交通機関利用の推進	
	(2) 貨物自動車利用の効率化	
	(3) 交通円滑化施策の推進	
1 1	災害に備えた道路交通環境の整備 ……	2 4
	(1) 災害に備えた道路の整備	

(2) 災害に強い交通安全施設等の整備	
(3) 災害発生時における交通規制	
(4) 災害発生時における情報提供の充実	
1 2 総合的な駐車対策の推進	2 7
(1) きめ細かな駐車規制の推進	
(2) 違法駐車対策の推進	
(3) 駐車場等の整備	
(4) 違法駐車を排除する気運の醸成・高揚	
(5) ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進	
1 3 道路交通情報の充実	2 9
1 4 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	3 1
(1) 道路の使用及び占用の適正化等	
(2) 休憩施設等の整備の推進	
(3) 子どもの遊び場等の確保	
(4) 道路法に基づく通行の禁止又は制限	
(5) 降灰除去活動の推進	

第 2 節 交通安全思想の普及徹底

1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	3 6
(1) 幼児に対する交通安全教育	
(2) 小学生・中学生・高校生に対する交通安全教育	
(3) 成人に対する交通安全教育	
(4) 高齢者に対する交通安全教育	
(5) 障害者に対する交通安全教育	
(6) 外国人に対する交通安全教育	
2 効果的な交通安全教育の推進	4 3
3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	4 4
(1) 交通安全運動の推進	
(2) 横断歩行者の安全確保	
(3) 自転車の安全利用の推進	
(4) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底	
(5) チャイルドシートの正しい使用の徹底	
(6) 反射材用品の普及促進	
(7) 飲酒運転の根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進	
(8) 農耕車の安全利用の推進	
(9) 効果的な広報の実施	
(10) その他の普及啓発活動の推進	
4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	5 5
5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	5 6

第3節 安全運転の確保

1 運転者教育等の充実	57
(1) 二輪車安全運転対策の推進	
(2) 高齢運転者対策の充実	
(3) シートベルト、チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用の徹底	
2 安全運転管理の推進	60
3 道路交通に関する気象情報の充実	60

第4節 車両の安全性の確保

1 自動車の検査及び点検整備の充実	62
2 自転車の安全性の確保	63

第5節 道路交通秩序の維持

1 交通の指導取締りの強化等	65
2 暴走族対策の推進	65
(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実	
(2) 暴走行為阻止のための環境整備	
(3) 暴走族に対する指導取締りの推進	
(4) 暴走族関係事犯者の再犯防止	
(5) 車両の不正改造の防止	

第6節 救助・救急活動の充実

1 救助・救急体制の整備	67
2 救急医療体制の整備	68
3 救急関係機関の協力関係の確保等	68

第7節 被害者支援の充実と推進

1 損害賠償の請求についての援助等	69
2 交通事故被害者支援の充実強化	70

第2章 鉄軌道交通の安全

第1節 鉄道交通の安全についての対策

1 鉄道交通環境の整備	7 1
(1) 鉄道施設の点検と整備	
(2) 運転保安設備等の整備	
2 鉄道の安全な運行の確保	7 2
(1) 保安監査の実施	
(2) 乗務員及び保安要員の教育の充実及び資質の向上	
(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用	
(4) 鉄道交通の安全に関する知識の普及	
(5) 気象情報等の充実	
(6) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	
(7) 運輸安全マネジメント評価の実施	
(8) 計画運休への取組	
3 救助・救急活動の充実	7 8
4 踏切道における施策	7 8

第2節 軌道交通の安全についての対策

1 軌道交通環境の整備	7 9
2 軌道の安全な運行の確保	8 0
3 救助・救急活動の充実	8 0
4 踏切道における施策	8 1

(参考)

交通安全対策基本法（抜粋）	8 2
---------------	-----

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
細目	(1) 生活道路における交通安全対策の推進 (2) 通学路等における交通安全の確保 (3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

実施機関	鹿児島県警察本部
<p>【計画の実施方針】</p> <p>歩行者の視点に立った交通安全対策を推進していくため、生活道路や通学路等、特に交通安全を確保する必要がある道路において、交通安全施設の整備や効果的な交通規制の実施等きめ細かな事故防止対策を実施する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <p>1 「ゾーン30プラス」、「あんしん歩行エリア」及びバリアフリー法にいう生活関連経路を構成する道路等において、信号機のLED化、高度化改良及びバリアフリー対応型機器の整備、道路標識の高輝度化を推進するとともに、歩行者等の安全確保に寄与する交通規制を実施する。</p> <p>2 外周幹線道路の機能を確保するため、速度規制の見直しや信号機の高度化、きめ細かい交通情報の提供等による交通流の円滑化対策を実施する。</p> <p>【令和4年度実績】</p> <p>信号機のLED化 450 灯 集中制御機 20 基 交通信号機改良等 81 基</p>	

実施機関	鹿児島国道事務所
<p>【計画の実施方針】</p> <p>通学路における交通安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、道路交通実態に応じ、警察、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。</p> <p>高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所や児童館等に通う児童・幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、路肩のカラー舗装、防護柵の設置、自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置を示した道路等の整備等の対策を推進する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <p>1 自転車通行空間整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道225号南林寺自転車通行空間整備（鹿児島市南林寺町） 調査設計 <p>【令和4年度実績】</p>	

実施機関	鹿児島地域振興局
【計画の実施方針】	
<p>通学路の合同点検において、要対策とされた箇所や、市において作成している通学路交通安全プログラムに記載されている箇所を中心に、児童や幼児の通行の安全を確保するための歩道等の整備推進を図り、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図る。</p>	
【令和5年度事業計画】	
<p>歩道バリアフリー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金事業 永吉入佐鹿児島線外2路線 調査・設計・工事 ・ 県単事業 郡元鹿児島港線外1路線 段差解消（59箇所） 	
【令和4年度実績】	
<p>歩道バリアフリー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金事業 永吉入佐鹿児島線外2路線 調査・測量・設計・工事 ・ 県単事業 郡元鹿児島港線 段差解消（65箇所） 	

実施機関	市道路建設課
【計画の実施方針】	
<p>生活道路や通学路等における交通安全の確保を図るため、歩道やゾーン30プラス等の整備を推進する。</p> <p>「第3期市道バリアフリー推進計画」に基づき、バリアフリー重点整備地区内の特定道路や、重点整備地区外の拠点における公共施設や生活利便施設を結ぶ経路などにおいて、ベンチの設置などを進める。</p>	
【令和5年度事業計画】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道整備（延長L=58m） ・ ゾーン30プラスの整備（郡元3丁目地区、東谷山1丁目地区） ・ ゾーン30プラスの測量設計（荒田1丁目地区、紫原2丁目地区、紫原4丁目地区） ・ 歩道バリアフリー（ナポリ通線など4路線のベンチ設置） 	
【令和4年度実績】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道整備（延長L=110m） ・ ゾーン30プラスの測量設計（郡元3丁目地区、東谷山1丁目地区） ・ 歩道バリアフリー（唐湊線など6路線の段差解消等（63箇所）） 	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
細目	(2) 通学路等における交通安全の確保

実施機関	鹿児島運輸支局
<p>【計画の実施方針】</p> <p>路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業におけるバス停留所の交通安全上の実態把握及び安全性確保対策を講じるため、令和2年12月15日に国、県、県警察等の関係機関や道路管理者と乗合バス事業者及びその組織する団体で構成された「鹿児島県バス停留所安全性確保合同検討会」を活用し必要な対策を推進する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <p>令和2年12月15日の「鹿児島県バス停留所安全性確保合同検討会」にて、安全上の優先度からABCのランクにて、それぞれ危険なバス停として公表されおり、個別のバス停毎にバス事業者や関係機関と連携してバス停の移設等安全性が確保されるよう取り組む。</p> <p>また、必要な安全対策が完了するまでの間は、ソフト対策として、バス停やバス車内における注意喚起のためのチラシの設置や、車内放送による旅客降車時のアナウンスなどの対策を指示するとともに、関係機関で実施される小中高における交通安全教育や横断歩行者の安全確保にも連携して取り組む。</p>	

実施機関	市安心安全課
<p>【計画の実施方針】</p> <p>通学路における安全確保を確保するため、児童通学保護員を適切に配置する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <p>要配置箇所数 200か所（令和5年4月1日時点）</p> <p>【令和4年度実績】</p> <p>配置箇所数 191か所（令和5年3月31日時点）</p>	

実施機関	市保健体育課
<p>【計画の実施方針】</p> <p>教育委員会、学校、警察及び道路管理者等の関係機関と連携し、定期的な通学路の合同点検等を実施し、通学路における児童生徒の安全を確保する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <p>各学校から提出された通学路の点検希望箇所の中から合同点検の対象箇所を選出し、道路管理者、警察、学校等との合同点検を実施する。合同点検実施後は、通学路安全推進会議を開催し、小学校ごとの点検結果や対策内容を確認するとともに、市ホームページで公表する。</p> <p>また、スクールガード・リーダーの委嘱や地域における学校安全ボランティアによる見守り活動等を通して、児童生徒の通学路における安全確保に努める。</p> <p>【令和4年度実績】</p> <p>78箇所（令和4年7月28日～8月10日に実施）</p>	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
細目	

実施機関	鹿児島国道事務所
<p>【計画の実施方針】</p> <p>高規格道路（自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成）から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。</p> <p>特に、高規格道路等、事故率の低い道路利用を促進するとともに、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、歩行者、自転車中心の道路交通を形成する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高規格道路 鹿児島東西道路 ・設計及び工事促進（田上地区改良工、シールドトンネル工、田上高架橋上部工） 2 バイパス等 国道10号鹿児島北バイパス ・設計及び工事促進（祇園之洲地区橋梁下部工） 3 自転車通行空間整備 国道225号南林寺自転車通行空間整備（鹿児島市南林寺町） ・調査設計 <p>【令和4年度実績】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設計及び工事促進（上荒田地区改良工、シールドトンネル工、田上高架橋下部工） 2 設計及び工事促進（祇園之洲地区橋梁下部工） 3 調査設計及び工事促進（南林寺地区自転車通行空間整備） 	

実施機関	鹿児島地域振興局
<p>【計画の実施方針】</p> <p>高規格幹線道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を図る。</p> <p>県においては、地域高規格道路の整備を推進することにより、広域移動を目的とした道路利用者の利便性向上を図る。</p> <p>それにより移動目的に応じた通過交通と域内交通を効果的に分散させ、生活道路の利用者の安全性を向上させる。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイパス 国道328号 小山田バイパス設計 <p>【令和4年度事業実績】</p>	

- ・バイパス
国道328号 小山田バイパス設計

実施機関	市道路建設課
<p>【計画の実施方針】 生活道路において、車両速度や通過交通を抑制し、歩行者や自転車中心の道路交通を形成するため、ゾーン30プラス等の整備を推進する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゾーン30プラスの整備（郡元3丁目地区、東谷山1丁目地区） ・ゾーン30プラスの測量設計（荒田1丁目地区、紫原2丁目地区、紫原4丁目地区） <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゾーン30プラスの測量設計（郡元3丁目地区、東谷山1丁目地区） 	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進
細目	(1) 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進

実施機関	鹿児島国道事務所
<p>【計画の実施方針】 交通安全に資する道路整備事業の実施に当たっては、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクル（一連の業務を行う上で、計画を立てて実行し、結果を評価して改善し、次期業務へ反映させること）を適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事故対策 国道10号磯地区事故対策（鹿児島市吉野町） <ul style="list-style-type: none"> ・調査設計及び工事促進 2 交通事故対策（減速マーク、注意喚起文字等） <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計調査（磯地区） ・交通事故対策（減速マーク、注意喚起文字等） 	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進
細目	(2) 事故危険箇所（事故多発地点）対策の推進

実施機関	鹿児島国道事務所
<p>【計画の実施方針】</p> <p>特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間や、ビッグデータの活用により潜在的な危険区間等を事故危険箇所として指定し、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を実施する。事故危険箇所においては、道路標識の高輝度化等、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置及び防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故対策（減速マーク、注意喚起文字等） ・交通事故対策（調査、設計） <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故対策（減速マーク、注意喚起文字等） ・交通事故対策（調査、設計） 	

実施機関	鹿児島地域振興局
<p>【計画の実施方針】</p> <p>事故の発生割合の大きい幹線道路の区間等を事故危険箇所として指定し、県公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を図る。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <p>平成28年度に指定された事故危険箇所について、平成29年度より計画的に整備を進め、令和元年度で整備が完了した。令和3年度指定した事故危険箇所については、昨年度に引き続き整備を進めている。</p>	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進
細目	(3) 幹線道路における交通規制

実施機関	市内三警察署
<p>【計画の実施方針・令和5年度事業計画】</p> <p>道路改良等、道路交通環境の変化等により、現場の交通実態に適合しなくなった交通規制の見直しを実施する。</p>	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進
細目	(4) 重大事故の再発防止

実施機関	市内三警察署
<p>【計画の実施方針】</p> <p>社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに当該箇所の道路交通環境等事故の発生要因について調査するとともに、発生要因に即した所要の対策を早急に行う。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通事故多発地点特別対策 <ul style="list-style-type: none"> ・郡元1丁目64番24号（鹿児島中央警察署） ・西田2丁目16-24先交差点（鹿児島西警察署） ・東開町3番地11先交差点（鹿児島南警察署） 2 交通死亡事故現場診断の実施 <p>交通死亡事故現場において、関係機関・団体等と現場診断を行い、各種事故防止対策を行う。</p> <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・坂元町24-33から同町40-7までの間県道鹿児島蒲生線（鹿児島中央警察署）、玉里団地2丁目21-8先市道交差点（鹿児島西警察署）、紫原1丁目1番6号付近道路、鹿児島市道郡元宇宿線（鹿児島南警察署）において交通事故多発地点特別対策を関係機関、地域住民参加のもと実施し、事故防止のための対策を実施した。 ・交通死亡事故発生時には都度、関係機関、地域住民参加のもと現場診断を実施し、事故防止のための対策を実施した。 	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進
細目	(5) 適切に機能分担された道路網の整備

実施機関	鹿児島国道事務所
<p>【計画の実施方針】</p> <p>高規格道路から生活道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図る。</p> <p>一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格道路等の整備やインターチェンジの増設等による利用しやすい環境を整備し、より多くの交通量を分担させることによって道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。</p> <p>通過交通の排除と交通の効果的な分散により、円滑で安全な道路交通環境を確保するため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高規格道路 <ul style="list-style-type: none"> 鹿児島東西道路 <ul style="list-style-type: none"> ・設計及び工事促進（田上地区改良工、シールドトンネル工、田上高架橋上部工） 2 バイパス等 	

国道10号 鹿児島北バイパス

- ・設計及び工事促進（祇園之洲地区橋梁下部工）

3 自転車通行空間整備

国道225号南林寺自転車通行空間整備（鹿児島市南林寺町）

- ・調査設計

【令和4年度実績】

- 1 設計及び工事促進（上荒田地区改良工、シールドトンネル工、田上高架橋下部工）
- 2 設計及び工事促進（祇園之洲地区橋梁下部工）
- 3 調査設計及び工事促進（南林寺地区自転車通行空間整備）

実施機関

鹿児島地域振興局

【計画の実施方針】

基本的な交通の安全を確保するため、高規格道路から生活道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう、道路の体系的整備を推進するとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進する。

【令和5年度事業計画】

- ・永吉入佐鹿児島線の整備（道路拡幅及び歩道整備）
- ・鹿児島蒲生線の整備（道路拡幅及び歩道整備）
- ・徳重横井鹿児島線の整備（道路拡幅及び歩道整備）
- ・小山田谷山線の整備（道路拡幅及び歩道整備）

【令和4年度実績】

- ・鹿児島蒲生線の整備（道路拡幅及び歩道整備）
- ・永吉入佐鹿児島線の整備（道路拡幅及び歩道整備）

実施機関

市街路整備課・市道路建設課

【計画の実施方針】

都市部における道路の著しい混雑、交通事故の多発等の防止を図るため、幹線道路等の整備を推進する。また、一般道路に比べて安全性が高い高規格道路等の利用促進を図る。

高規格道路から生活道路に至るネットワークを体系的に整備するため、幹線道路等の整備を推進する。

幹線道路で囲まれた居住地域等において通過交通を幹線道路に転換させるため、ゾーン30プラス等の整備を推進する。

【令和5年度事業計画】

- ・幹線道路整備事業（東俣線など6路線）
- ・ゾーン30プラスの整備（郡元3丁目地区、東谷山1丁目地区）
- ・ゾーン30プラスの測量設計（荒田1丁目地区、紫原2丁目地区、紫原4丁目地区）

【令和4年度実績】

- ・幹線道路整備事業（宮坂一倉線など3路線）

・ゾーン30プラスの測量設計（郡元3丁目地区、東谷山1丁目地区）

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進
細目	(6) 道路の改築等による交通事故対策の推進

実施機関	鹿児島国道事務所
<p>【計画の実施方針】</p> <p>交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の方針により道路の改築等による交通事故対策を推進する。</p> <p>歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、バイパスの整備と併せた道路空間の再配分、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路の整備等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進する。</p> <p>交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化、立体交差化等を推進する。</p> <p>商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、これらの者の交通量や通行の状況に即して、幅の広い歩道、自転車道、自転車専用通行帯等の整備を推進する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高規格道路 鹿児島東西道路 ・設計及び工事促進（田上地区改良工、シールドトンネル工、田上高架橋上部工） 2 バイパス等 国道10号 鹿児島北バイパス ・設計及び工事促進（祇園之洲地区橋梁下部工） 3 自転車通行空間整備 国道225号南林寺自転車通行空間整備（鹿児島市南林寺町） ・調査設計 <p>【令和4年度実績】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設計及び工事促進（上荒田地区改良工、シールドトンネル工、田上高架橋下部工） 2 設計及び工事促進（祇園之洲地区橋梁下部工） 3 調査設計及び工事促進（南林寺地区自転車通行空間整備） 	

実施機関	鹿児島地域振興局
<p>【計画の実施方針】</p> <p>狭小な道路の拡幅、歩道の整備等による道路交通環境の整備を引き続き行う。 通学路プログラム等における歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するた</p>	

めの、整備を推進する。

【令和5年度事業計画】

- ・永吉入佐鹿児島線の整備（道路拡幅及び歩道整備）
- ・鹿児島蒲生線の整備（道路拡幅及び歩道整備）
- ・徳重横井鹿児島線の整備（道路拡幅及び歩道整備）
- ・小山田谷山線の整備（道路拡幅及び歩道整備）
- ・永吉入佐鹿児島線（歩道バリアフリー）
- ・鹿児島加世田線（歩道バリアフリー）
- ・小山田谷山線（歩道整備）

【令和4年度実績】

- ・鹿児島蒲生線の整備（道路拡幅及び歩道整備）
- ・永吉入佐鹿児島線の整備（道路拡幅及び歩道整備）
- ・永吉入佐鹿児島線（歩道バリアフリー）
- ・鹿児島加世田線（歩道バリアフリー）
- ・小山田谷山線（歩道整備）

実施機関	市道路建設課	
【計画の実施方針】		
歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道や交通安全施設、自転車走行空間の整備等を推進する。		
交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点改良等を推進する。		
【令和5年度事業計画・令和4年度実績】		
種別	令和5年度事業計画	令和4年度実績
歩道	58m	110m
交差点改良	-	-
視距改良	380m	134m
路肩改良	228m	35m
道路照明	9基	10基
防護柵	1820m	994m
道路標識	9基	11基
区画線	77,760m	63,277m
道路反射鏡	133基	77基
ゾーン30プラス	(整備) 2地区 (測量設計) 3地区	(測量設計) 2地区
自転車走行空間	-	750m

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	3 幹線道路における交通安全対策の推進
細目	(7) 交通安全施設等の高度化

実施機関	市内三警察署
<p>【計画の実施方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路交通環境に応じた交通安全施設等の高度化を図り、交通安全対策を推進する。 2 横断歩行者が多く、歩道整備等安全対策がなされた場所（交差点）に横断歩道を設置する。 3 道路の幅員が同程度で、出合頭等の交通事故が発生するおそれのある交差点に一時停止規制を実施する。 <p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、適切な交通安全施設等を検討し、整備を推進する。 2 横断歩道 <ul style="list-style-type: none"> ・ 吉野三丁目（鹿児島中央警察署） ・ 郡山地区（鹿児島西警察署） ・ 谷山地区（鹿児島南警察署） 3 一時停止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 郡山地区他2か所市道に新設（鹿児島西警察署） ・ 谷山区域内（鹿児島南警察署） ・ 城南区域内1か所 4 速度規制見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 郡山地区（鹿児島西警察署） <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 吉野町に一時停止規制を実施し、事故防止を図った（鹿児島中央警察署）。 ・ 武1丁目の交差点に一時停止規制を実施し、出合頭事故防止を図った（鹿児島西警察署）。 ・ 上荒田町、伊敷台に横断歩道を設置し、通学児童の安全対策を図った（鹿児島西警察署）。 ・ 谷山港区の速度規制を変更し（40km/h→50km/h）、円滑化対策を図った（鹿児島南警察署）。 	

実施機関	鹿児島国道事務所
<p>【計画の実施方針】</p> <p>道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識の高輝度化等の交通安全施設等の整備を推進する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <p>道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、適切な交通安全施設等を検討し、整備を推進する。</p> <p>【令和4年度実績】</p>	

実施機関	西日本高速道路(株)九州支社鹿児島高速道路事務所
【計画の実施方針】	
交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、適切な道路の維持管理を積極的に推進し、安全水準の維持向上を図る。	
【令和5年度事業計画】	
1 安全で円滑な自動車交通の確保 ・高機能舗装化および舗装補修 (92,000千円)	
【令和4年度実績】	
1 安全で円滑な自動車交通の確保 ・高機能舗装化および舗装補修 (95,000千円)	
2 逆走及び歩行者等の立入事案による重大事故防止 ・目的インターチェンジ乗り過ごしに伴う逆走対策(標識) (4,000千円)	
3 視認性低下等劣化標識の取替 (6,000千円)	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	4 交通安全施設等整備事業の推進
細目	(1) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 (2) 幹線道路対策の推進 (3) ITS化の推進による安全で快適な道路環境の実現 (4) 道路交通環境整備への住民参加の促進 (5) 連絡会議等の活用 (6) 将来の交通流の変化を見据えた交通環境の整備

実施機関	鹿児島国道事務所
【計画の実施方針】	
(1) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 生活道路において人優先の考えの下、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のユニバーサルデザイン化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。 また、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。	
(2) 幹線道路対策の推進 幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所等の事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。この際、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、対策を実施する。	
(3) 道路交通環境整備への住民参加の促進	

地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、「標識BOX」等を活用して、道路利用者等が日常から抱いている意見を道路交通環境の整備に反映する。

(4) 連絡会議等の活用

都道府県警察と道路管理者が設置している「都道府県道路交通環境安全推進連絡会議」やその下に設置されている「アドバイザー会議」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

【令和5年度事業計画】

- 1 高規格道路
鹿児島東西道路
・設計及び工事促進（田上地区改良工、シールドトンネル工、田上高架橋上部工）
- 2 バイパス等
国道10号鹿児島北バイパス
・設計及び工事促進（祇園之洲地区橋梁下部工）
- 3 事故対策
国道10号磯地区事故対策（鹿児島市吉野町）
・調査設計及び工事促進
- 4 自転車通行空間整備
国道225号南林寺自転車通行空間整備（鹿児島市南林寺町）
・調査設計

【令和4年度実績】

- 1 設計及び工事促進（上荒田地区改良工、シールドトンネル工、田上高架橋下部工）
- 2 設計及び工事促進（祇園之洲地区橋梁下部工）
- 3 調査設計及び工事促進（南林寺地区自転車通行空間整備）

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	4 交通安全施設等整備事業の推進
細目	(1) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 (2) 幹線道路対策の推進 (4) 道路交通環境整備への住民参加の促進 (5) 連絡会議等の活用

実施機関	鹿児島地域振興局
【計画の実施方針】	
(1) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	
近年、自転車は環境負荷の低い交通手段として見直され、健康志向の高まりを背景に、その利用ニーズが高まっているが、歩行者と自転車の交通事故が急増しているため、自転車・歩行者が安心して通行できる環境に見直していく必要があることから、自転車走行空間を確保で	

きる区間については、警察と連携しながら、着色や路面サインにより自転車通行帯を明示するなど、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図る。

(2) 幹線道路対策の推進

幹線道路では、交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所など、事故の発生割合の大きい区間において交通事故対策を図る。

(3) 道路交通環境整備への住民参加の促進

地域住民や道路利用者の主体的な参加のもとに、交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進する。

(4) 連絡会議等の活用

「道路交通環境安全推進連絡協議会」やその下に設置される「アドバイザー会議」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

【令和5年度事業計画】

・歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

県管理道路において、歩行空間の整備などを行う。

・幹線道路対策の推進

永吉入佐鹿兒島線外2路線（歩道バリアフリー）

・道路交通環境整備への住民参加の促進

市が実施するための周知・調整を行う。

実施機関	市道路建設課
<p>【計画の実施方針】</p> <p>(1) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進</p> <p>歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図るため、自転車利用環境の整備、無電柱化等を推進する。</p> <p>生活道路における面的かつ総合的な交通事故対策を推進するため、ゾーン30プラス等の整備を推進する。</p> <p>(2) 幹線道路対策の推進</p> <p>交通事故発生状況等を考慮し、特に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画の下、重点的に交通安全施設等を整備することにより、交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。</p> <p>(3) 連絡会議等の活用</p> <p>「道路交通環境安全推進連絡協議会」やその下に設置される「アドバイザー会議」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。</p> <p>【令和5年度事業計画・令和4年度実績】</p>	

種別 \ 区別	令和5年度事業計画	令和4年度実績
歩道	58m	110m
交差点改良	-	-
視距改良	380m	134m
路肩改良	228m	35m
道路照明	9基	10基
防護柵	1820m	994m
道路標識	9基	11基
区画線	77,760m	63,277m
道路反射鏡	133基	77基
ゾーン30プラス	(整備) 2地区 (測量設計) 3地区	(測量設計) 2地区
自転車走行空間	-	750m
無電柱化	(地中化工事) 300m	(路面整備) 195m

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	4 交通安全施設等整備事業の推進
細目	(2) 幹線道路対策の推進

実施機関	鹿児島県警察本部		
【計画の実施方針】			
<p>社会資本整備重点計画に即して、道路管理者と連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業等を推進することにより、交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。</p>			
【令和5年度事業計画】			
<ol style="list-style-type: none"> 1 集中制御機及び情報収集装置等の交通信号機改良等整備 2 道路標識・標示の整備 			
【令和4年度実績】			
	区 分	事業量	備考
交通信号機等	集中制御機	20 基	
	情報収集装置	15 式	
	情報収集提供装置	3 式	
	交通信号機改良等	61 基	
	交通信号機LED化	450 灯	
	交通信号機移設	30 本	
道路標識	路 側 式	73 本	
道路標示	横断歩道	474 本	
	実線標示	12,137.7m	
	図示標示	5,652.3m	
	消 去	1,054.4m	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	5 高齢者等の移動手手段の確保・充実
細目	

実施機関	市交通政策課		
【計画の実施方針】			
<p>公共交通不便地における高齢者などの日常生活の交通手段を確保するため、コミュニティバスあいばす等について改善を図りながら運行を継続する。</p>			

【令和5年度事業計画】

コミュニティバスあいばす等の運行を継続するとともに、利用促進等に向けた取組を行う。

【令和4年度実績】

あいばす等利用者数 128,410人

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	6 歩行者空間のユニバーサルデザイン化
細目	

実施機関	鹿児島国道事務所
【計画の実施方針】	
<p>歩道の幅員の確保や歩行空間のバリアフリー化等により歩行者の安全を図るため、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興の観点から、新たな無電柱化計画を国や地域で策定するとともに、電線共同溝の浅層埋設等低コスト手法の導入によるコスト縮減等を図るほか、地上機器の小型化による歩行者の安全性確保などに取り組む。</p>	
【令和5年度事業計画】	
<ul style="list-style-type: none"> ・工事促進（管路本体工事）（新栄地区、宇宿地区、伊敷脇田地区） 	
【令和4年度実績】	
<ul style="list-style-type: none"> ・工事促進（管路本体工事）（新栄地区、宇宿地区、伊敷脇田地区） 	

実施機関	鹿児島地域振興局
【計画の実施方針】	
<p>高齢者、障害者等を含めた全ての人が安全・安心で円滑に移動できる社会を実現するため、歩道の段差解消を図り、バリアフリー化を推進する。</p>	
【令和5年度事業計画】	
<ul style="list-style-type: none"> ・郡元鹿児島港線外1路線（59箇所） 	
【令和4年度実績】	
<ul style="list-style-type: none"> ・郡元鹿児島港線（65箇所） 	

実施機関	市道路建設課
【計画の実施方針】	
<p>「第3期市道バリアフリー推進計画」に基づき、バリアフリー重点整備地区内の特定道路や、重点整備地区外の拠点における公共施設や生活利便施設を結ぶ経路などにおいて、ベンチの設置などを進める。</p>	

【令和5年度事業計画】

- ・ナポリ通線など4路線のベンチ設置

【令和4年度実績】

- ・唐湊線など6路線（63箇所）の段差解消等

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	7 無電柱化の推進
細目	

実施機関	鹿児島国道事務所
【計画の実施方針】	
歩道の幅員の確保や歩行空間のユニバーサルデザイン化等により歩行者の安全を図るため、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興の観点から、新たな無電柱化計画を国や地域で策定するとともに、電線共同溝の浅層埋設等低コスト手法の導入によるコスト縮減等を図るほか、地上機器の小型化による歩行者の安全性確保などに取り組む。	
【令和5年度事業計画】	
・工事促進（管路本体工事）（新栄地区、宇宿地区、伊敷脇田地区）	
【令和4年度実績】	
・工事促進（管路本体工事）（新栄地区、宇宿地区、伊敷脇田地区）	

実施機関	鹿児島地域振興局
【計画の実施方針】	
安全で快適な通行空間の確保等の観点から、無電柱化の一層の推進を図るべく、関係事業者と連携し、「無電柱化の推進に関する法律」に、基づく無電柱化推進計画に関する事業を推進する。	
【令和5年度事業計画】	
・鹿児島東市来線武町工区	L = 108m
・郡元鹿児島港線東郡元工区	L = 100m（管路本体工事）
【令和4年度実績】	
・鹿児島東市来線武町工区	L = 100m
・郡元鹿児島港線東郡元工区	L = 1,030m（測量・調査・設計）

実施機関	市道路建設課
【計画の実施方針】	
安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止等を図るため、無電柱化を推進する。	

【令和5年度事業計画】

- ・城南線 L=300m (地中化工事)
- ・唐湊線 1箇所 (地中化工事：特殊マンホール設置)

【令和4年度実績】

- ・高麗本通線 L=195m (路面整備工事)

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	8 効果的な交通規制の推進
細目	

実施機関	鹿児島国道事務所
【計画の実施方針】 各関係機関と連携を密にし、規制による影響を抑え、より良い道路交通環境の整備を図る。	
【令和5年度事業計画】 1 特殊車両通行許可制度の推進を図る。 2 災害、異常気象時における交通規制を実施する。 3 ゴールデンウィーク、お盆、年末年始、祭り、イベント等の一般交通への影響が大きい期間においては、緊急工事等やむを得ない工事、一時的な交通規制解除ができない工事を除き、原則として路上工事の縮減を図る。 4 工事工程や近接工事の調整により、効果的に路上工事の縮減を図る。	
【令和4年度実績】 台風接近に伴う通行規制は、令和4年9月18日に国道10号(始良市重富～鹿児島市吉野町磯)、国道225号(鹿児島市平川町長谷迫～鹿児島市下福元町影原)、226号(鹿児島市平川町～指宿市岩本交差点)、南九州西回り自動車道(市来IC～川内水引IC間及び阿久根IC～出水IC間)において実施。令和4年9月19日には10号(曾於市大隅町坂元～曾於市末吉町深川)において通行規制を実施した。 積雪に伴う通行規制については、令和4年12月23日に南九州西回り自動車道(薩摩川内都IC～串木野IC間)で実施。令和5年1月24日に国道3号(いちき串木野市大里～鹿児島市伊敷)、10号(曾於市末吉町～霧島市国分)、国道225号(鹿児島市平川町長谷迫～鹿児島市下福元町影原)、国道225号(枕崎市清水町～南九州川辺町上山田)、南九州西回り自動車道(市来IC～川内水引IC間及び阿久根IC～出水IC間)で実施。令和5年1月25日には国道3号(鹿児島市田上～鹿児島市武)、3号(阿久根市大川～薩摩川内市西方)、226号(鹿児島市平川町地内)において実施した。	
・中止期間 ゴールデンウィーク：令和4年 4月28日(木)22時～令和4年 5月 6日(金)9時 お盆：令和4年 8月12日(金)22時～令和3年 8月16日(火)9時 年末年始：令和4年12月28日(木)22時～令和4年 1月 4日(水)9時	

年度末 : 令和5年 2月28日(火) 22時～令和4年 4月 3日(月) 9時

※年度末の路上工事中止は、直轄国道が対象

・抑制期間(直轄国道以外)

年度末 : 令和5年 2月28日(火) 22時～令和4年 4月 3日(月) 9時

実施機関	鹿児島地域振興局
------	----------

【計画の実施方針】

各関係機関と連携を密にし、規制による影響を抑え、より良い道路交通環境の整備を図る。

【令和5年度事業計画】

- 1 工事工程や近接工事の調整により、効果的に路上工事の縮減を図る。
- 2 ゴールデンウィーク、お盆、年末年始、祭り等における路上工事の縮減

実施機関	市道路管理課
------	--------

【計画の実施方針】

道路工事による交通規制については、道路占用工事連絡協議会において、公共工事担当課及び道路占用者がそれぞれの工事計画を確認し、効率的な交通規制を行う。

年始年末やイベント時など交通混雑が予想される時期においては、路上工事を縮減し、交通混雑の緩和に努める。

【令和5年度事業計画】

- 1 道路工事による交通規制
- 2 ゴールデンウィーク、お盆、年末年始、祭り、イベント等における路上工事の縮減

実施機関	市内三警察署
------	--------

【計画の実施方針】

道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため、交通安全施設の整備、交通流、交通量に応じた交通規制の見直しなど、効果的な交通規制を実施する。

【令和5年度事業計画】

- 1 生活道路対策
 - ・ゾーン30 郡元地区(鹿児島中央警察署)
- 2 新設道路対策
 - ・谷山第二地区土地区画整理事業(上福元町)
 - ・谷山駅周辺地区土地区画整理事業(交差点関連規制、横断歩道、一時停止)
 - ・郡山土地区画整理事業(速度見直し)

【令和4年度実績】

- 1 生活道路対策
 - ・ゾーン30
大竜小地区(鹿児島中央警察署)、清和地区(鹿児島南警察署)
- 2 その他

- (1) 横断歩道
 - ① 新設 吉野区土地区画整理地域内（鹿児島中央警察署）、川上町堀之内（鹿児島西警察署）、鹿児島生協病院前交差点（鹿児島南警察署）
 - ② 増設 新永田橋交差点（鹿児島南警察署）
- (2) 一時停止
 - ① 新設 武5丁目交差点（鹿児島西警察署）、中山区域内・谷山区域内（鹿児島南警察署）
- (3) 信号機
 - ① 新設 湊橋交差点（鹿児島西警察署）、谷山北公民館前、谷山駅南交差点（鹿児島南警察署）
 - ② 改良 中洲電停交差点（鹿児島西警察署）
安全教育センター前（鹿児島南警察署）
- (4) 自転車専用通行帯
 - ① 新設 市道郡元真砂線（鹿児島中央警察署）
- (5) 自転車歩道通行部分の補足
 - ① 新設 市道高麗本通線（鹿児島中央警察署）

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	9 自転車利用環境の総合的整備
細目	(1) 安全で快適な自転車利用環境の創出

実施機関	市道路建設課
<p>【計画の実施方針】 自転車の利用促進により、自動車に過度に依存しない環境にやさしいまちづくりを進めるため、自転車走行空間ネットワークの整備を行い、安全で快適な自転車利用環境の創出を図る。</p> <p>【令和5年度事業計画】 中心市街地活性化基本計画区域及び周辺部を対象に、自動車走行空間を整備する。また、次期自転車走行ネットワーク整備計画の策定に向けた検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平田橋武線（L=180m） <p>【令和4年度実績】 ・高麗本通線など2路線（L=750m）</p>	

実施機関	市環境政策課
<p>【計画の実施方針】 自家用車等から環境にやさしい自転車プラス公共交通への転換を促進し、CO₂排出量の削減を図るとともに、市内中心部の回遊性の向上、観光の振興に資するため、複数のサイクルポートで、どこでも自転車の貸出・返却ができるシェアサイクル事業を実施する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p>	

サイクルポート数 27か所（令和5年4月24日現在）
 ※令和5年4月24日にシェアサイクル「かごりん」として供用開始

【令和4年度実績】

サイクルポート数 27か所（令和5年2月28日現在）
 ※令和5年2月末でコミュニティサイクル「かごりん」は運用終了

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	9 自転車利用環境の総合的整備
細目	(2) 自転車等の駐車対策の推進

実施機関	市道路管理課					
【令和5年度事業計画】						
1 「鹿児島市自転車等の駐車対策に関する条例」に基づき、道路や公園等の公共の場所に放置されている自転車や原動機付自転車について、警告し、指導及び撤去を行うとともに、撤去した自転車等の返還やリサイクルに努める。						
2 駐輪マナー向上のために、学期始めやリサイクル自転車フェア等で啓発活動を行う。						
3 有料市営自転車等駐車場（10か所）及び無料市営自転車等駐車場（12か所）の管理運営を行う。						
【令和4年度実績】						
撤去						
区分	放置禁止区域内		自転車等駐車場内		放置禁止区域外	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
台数	561台	15台	281台	10台	580台	19台
返還						
区分	盗難届分（警察）			返還		
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
台数	34台	2台	376台	27台		
リサイクル						
区分	市民への売却	バイク販売商への売却	公用車等として活用	大学へ譲与（留学生）	鉄くずとして処分	
	自転車	原動機付自転車	自転車	自転車	自転車	原動機付自転車
台数	195台	19台	7台	0台	836台	1台

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	10 交通需要マネジメントの推進
細目	(1) 公共交通機関利用の促進 (3) 交通円滑化施策の推進

実施機関	市交通政策課（国・県・市の関係機関、民間交通事業者など）
<p>【計画の実施方針】 第二次鹿児島市公共交通ビジョン（令和4年3月策定）に基づき、関係機関や関係事業者等と協力しながら、公共交通の利用促進などに取り組む。</p> <p>【令和5年度事業計画】 ・第二次鹿児島市公共交通ビジョンの推進 学識経験者、交通事業者、行政等で構成する第二次鹿児島市公共交通ビジョン推進会議において同ビジョンに掲げた推進施策の進捗状況や評価指標の達成状況などを把握・調整し、同ビジョンを推進する。</p> <p>【令和4年度実績】 第二次鹿児島市公共交通ビジョン推進会議を開催し、推進施策の進捗状況や評価指標の達成状況などの把握・調整を行った。</p>	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	10 交通需要マネジメントの推進
細目	(2) 貨物自動車利用の効率化

実施機関	市環境政策課
<p>【計画の実施方針】 貨物自動車利用の効率化を図るため、置き配や宅配ボックスの活用による宅配便の再配達削減に資する取組等を推進する。</p> <p>【令和5年度事業計画】 ・市ホームページにおいて、環境省の「デコ活」の一環として、宅配便の再配達防止の普及啓発を行う。</p> <p>【令和4年度実績】 ・市ホームページにおいて、環境省の「COOL CHOICE」の一環として、宅配便の再配達防止の普及啓発を行った。</p>	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	1 1 災害に備えた道路交通環境の整備
細目	(1) 災害に備えた道路の整備 (4) 災害発生時における情報提供の充実

実施機関	鹿児島国道事務所
<p>【計画の実施方針】</p> <p>(1) 災害に備えた道路の整備</p> <p>地震、豪雨、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。</p> <p>また、豪雨等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。</p> <p>津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、津波浸水域を回避する高規格道路等の整備を推進する。</p> <p>また、地震・津波等の災害発生時に、避難場所等となる「道の駅」について防災拠点としての活用を推進する。</p> <p>(2) 災害発生時における情報提供の充実</p> <p>災害発生時において、道路の被災状況や道路被災状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急迂回路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等に対する道路情報の提供等に資するため、地震計、CCTV（道路監視カメラ）、車両感知器、道路情報板、道路情報提供システム等を整備・管理し、インターネット等を活用した道路に関する災害情報等の提供を推進する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <p>(1) 降雨時による道路交通障害の情報の収集及び広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所、工事箇所等による交通規制を把握し、関係機関に通報する。 ・道路巡視員によるパトロールを定期的実施し、かつCCTVによる道路状況の把握に努める。 ・事前通行規制区間における規制雨量が基準に達した場合、又はその他の危険が予想された場合は、迅速な広報の徹底を図るとともに、道路情報板により一般通行者に広報する。 <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年9月18日に国道226号喜入地区（鹿児島市平川交差点～指宿市岩本交差点）において異常気象時通行規制を実施した際は、記者発表を3回実施。 ・令和4年9月18日に国道10号竜ヶ水地区（始良市重富～鹿児島市吉野町磯）において異常気象時通行規制を行った際は、記者発表を4回実施。 ・令和4年9月18日に国道225号川辺地区（鹿児島市平川町長谷迫～同市下福元町影原）において異常気象時通行規制を行った際は、記者発表を3回実施。 ・令和5年1月24日に国道3号（いちき串木野市大里（市来IC入口交差点）～鹿児島市伊 	

- 敷（肥田橋交差点）において積雪による通行規制を実施した際は、記者発表を3回実施。
- ・令和5年1月24日に国道225号（南九州市川辺町清水（道の駅川辺）～鹿児島市下福元町（影原交差点））において積雪による通行規制を実施した際は、記者発表を3回実施。
 - ・令和5年1月25日に国道3号（鹿児島市田上（鹿児島市西IC）～同市武（建部IC））において積雪による通行規制を実施した際は、記者発表を回実施。
 - ・令和5年1月25日に国道226号（鹿児島市平川町（動物公園入口交差点）～同市同町（産業道路南入口交差点））において積雪による通行規制を実施した際は、記者発表を2回実施。いずれも道路情報板による情報提供を実施。

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	1 1 災害に備えた道路交通環境の整備
細目	(1) 災害に備えた道路の整備 (3) 災害発生時における交通規制 (4) 災害発生時における情報提供の充実

実施機関	鹿児島地域振興局
<p>【計画の実施方針】</p> <p>平成7年の兵庫県南西部地震を期に大規模災害時における緊急輸送を行う道路を緊急輸送道路と定め、防災・震災対策を行っているところである。また、大規模災害時において落橋等の甚大な被害を防止し、緊急輸送道路としての機能を確保するために緊急輸送道路上の橋梁を優先し耐震補強をさらに推進する。</p> <p>災害が発生した場合においても安全で円滑な道路交通を確保するため、道路情報板等の交通安全施設の整備を推進する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <p>1 災害に備えた道路の整備 県管理道路における、昭和55年道路橋示方書より古い基準を適用した複数経間の橋梁について、橋脚の補強及び落橋防止対策を行う。</p> <p>2 災害発生時における交通規制 災害発生時における緊急輸送道路の確保及び交通規制については、必要最小限度の規制を行う。また、通行規制や迂回路等の案内を適時的確に提供する。</p> <p>3 災害発生時における情報提供の充実 豪雨、台風等の異常気象時において、落石、崩土等があり、道路の通行が困難であると認められた場合は、状況に応じて通行規制を行う。また、通行規制箇所については道路情報総合システム、道路情報提供装置により情報提供を行う。</p>	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	1 1 災害に備えた道路交通環境の整備
細目	(1) 災害に備えた道路の整備

実施機関	市道路建設課
<p>【計画の実施方針】 地震、豪雨等の災害が発生した場合においても安全、安心で信頼性の高い道路交通を確保するため、道路斜面等の防災対策の整備を推進する。</p> <p>【令和5年度事業計画】 ・道路災害防止事業による防災対策（田入道線など8路線）</p> <p>【令和4年度実績】 ・道路災害防止事業による防災対策（武岡団地56号線など14路線）</p>	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	1 1 災害に備えた道路交通環境の整備
細目	(3) 災害発生時における交通規制 (4) 災害発生時における情報提供の充実

実施機関	市道路管理課
<p>【計画の実施方針】 地震、豪雨等の災害が発生した場合においても安全・安心で信頼性の高い道路交通を確保するための取り組みを行う。</p> <p>【令和5年度事業計画】 1 災害発生時における交通規制 被害状況を把握した上で、通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に行う。 2 災害発生時における情報提供の充実 道路の被災や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等を行うとともに、関係機関との連携の取れた体制の整備を図る。</p> <p>【令和4年度実績】 ・災害発生時に、交通規制や道路交通情報の提供等の業務が迅速かつ的確に遂行できるように、情報提供先や関係機関の連携体制等について再確認を行った。</p>	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	1 1 災害に備えた道路交通環境の整備
細目	(2) 災害に強い交通安全施設等の整備 (3) 災害発生時における交通規制 (4) 災害発生時における情報提供の充実

実施機関	市内三警察署
<p>【計画の実施方針】</p> <p>災害発生時は緊急交通路の確保や信号制御による被災地への流入抑制を図り、交通を分散するための交通規制を推進する。</p> <p>また、道路被災状況や道路交通状況の情報収集・分析を行い、道路利用者等に対し復旧状況や緊急交通路等に関する道路交通情報の迅速かつ的確な提供を推進する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <p>災害等に伴う交通事故の発生が予想されるような状況下においては、関係機関と協力して事前に的確な交通規制及び道路交通情報の提供を実施する。</p> <p>発生時においては、速やかな緊急交通路の確保を始め、関係機関と連携した各種交通安全対策を実施する。</p>	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	1 1 災害に備えた道路交通環境の整備
細目	(4) 災害発生時における情報提供の充実

実施機関	市危機管理課
<p>【計画の実施方針】</p> <p>災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集等を行い、関係機関との連携の取れた体制の整備を図る。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <p>関係機関との連携体制の構築</p> <p>【令和4年度実績】</p> <p>気象警報発令時に、情報収集体制を取り、本市道路部や県警等関係機関と連携し、現場対応等を実施した。</p>	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	1 2 総合的な駐車対策の推進
細目	(1) きめ細かな駐車規制の推進 (2) 違法駐車対策の推進

実施機関	市内三警察署
<p>【計画の実施方針】</p> <p>道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図ることを目的に総合的な駐車対策を推進する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p>	

- 1 地域の特性及び住民の要望・意見等を踏まえた駐車規制の見直しを行う。
- 2 放置駐車車両に対する指導・取締を行う。
 - ・ 悪質性・危険性・迷惑性の高い放置駐車違反取締りの強化

【令和4年度実績】

- ・ PDA（駐車取締用携帯端末）を活用した駐車取締りを強化し、交通の安全と円滑化図った。

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	12 総合的な駐車対策の推進
細目	(3) 駐車場等の整備

実施機関	市街路整備課
<p>【計画の実施方針】</p> <p>輻輳する自動車交通に対し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図るため、自動車交通から公共交通機関への転換を最大限優先することを基本としながら、駐車場整備は、駐車需要発生原因者負担の原則の下、駐車場法の規定に基づく届出駐車場の申請について適正な事務事業を執行する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <p>駐車場法の規定に基づく届出駐車場の申請にあたり、技術面や運営面での助言や指導を行う。</p> <p>【令和4年度実績】</p> <p>駐車場法第12条等の規定による路外駐車場設置の届出件数 4件</p>	

実施機関	市市街地まちづくり推進課
<p>【計画の実施方針】</p> <p>輻輳する自動車交通に対し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図るため、自動車交通から公共交通機関への転換を最大限優先することを基本としながら、駐車場整備は、駐車需要発生原因者負担の原則の下、「鹿児島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」に基づき駐車場整備施策を推進する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <p>「鹿児島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」の規定に基づいて、駐車施設の整備促進に努める。</p> <p>【令和4年度実績】</p> <p>「鹿児島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」の規定に基づく附置義務駐車施設の届出件数、附置義務総台数、実質設置総台数及び実質総面積（附置義務駐車施設）</p> <p>届出件数：18件 附置義務総台数：207台</p> <p>実質設置総台数：599台 実質総面積：8,460.2㎡</p>	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	1 2 総合的な駐車対策の推進
細目	(4) 違法駐車を排除する気運の醸成・高揚 (5) ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

実施機関	市安心安全課
<p>【計画の実施方針】 違法駐車の排除等に関し、市民への広報・啓発活動を行うとともに、「鹿児島市違法駐車等の防止に関する条例」により、違法駐車を排除する気運の醸成・高揚を図る。</p> <p>【令和5年度事業計画】 「鹿児島市違法駐車等の防止に関する条例」に基づき、違法駐車等防止重点地域において違法駐車等の防止に関する広報、啓発活動を行う。</p> <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発活動実施回数 72回 ・ 啓発台数 1,993台 	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	1 2 総合的な駐車対策の推進
細目	(5) ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

実施機関	市街路整備課
<p>【計画の実施方針】 特に違法駐車が著しく、安全で円滑な道路交通が阻害されている道路や地区において、駐車場整備計画、「鹿児島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」による駐車場整備施策の推進、きめ細やかな駐車規制の実施、違法駐車の取締り、「鹿児島市違法駐車等の防止に関する条例」による積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった駐車対策を推進する。</p> <p>【令和5年度事業計画】 駐車場法の規定に基づく届出駐車場の申請にあたり、技術面や運営面での助言や指導を行う。</p> <p>【令和4年度実績】 駐車場法第12条等の規定による路外駐車場設置の届出件数 4件</p>	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	1 3 道路交通情報の充実
細目	

実施機関	鹿児島国道事務所
<p>【計画の実施方針】 道路に関する情報収集・情報提供の強化を図る。</p> <p>【令和5年度事業計画】 道路利用者に対し必要な道路情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、CCTV（道路監視カメラ）による道路状況の把握や道路情報板による情報提供を行う。</p>	

実施機関	鹿児島地域振興局
<p>【計画の実施方針】 多様化する道路利用者のニーズに応えるため、道路利用者に対し必要な道路情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するとともに、道路交通情報の収集・提供体制の充実を図る。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路情報提供装置により、一般通行者に道路情報の提供を行う。 2 インターネット上に通行規制情報を掲載し、道路利用者の利便性をより一層向上させる。 	

実施機関	市道路建設課
<p>【計画の実施方針】 安全かつ円滑な道路交通を確保するため、分かりやすい案内標識の整備を推進する。</p> <p>【令和5年度事業計画】 主要な幹線道路の交差点及び交差点付近等における道路標識の整備を行う。</p> <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紫原団地136号線など8路線（11基） 	

実施機関	市道路管理課
<p>【計画の実施方針】 交通規制や危険箇所について、本市ホームページの掲載並びに関係機関へ情報提供を行う。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通行規制の関係機関への情報提供 2 危険箇所に係る通行規制及び関係機関への情報提供 3 幹線道路の通行規制や危険箇所についての市ホームページ掲載 <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未然に事故を防ぐため、危険箇所の通行規制を行い、関係機関への情報提供を行った。 	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	1 4 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細目	(1) 道路の使用及び占用の適正化等

実施機関	鹿児島国道事務所
<p>【計画の実施方針】</p> <p>工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路占用工事現場における掘さく工法及び保安設備についての点検指導 道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路の掘削を伴うものについては、占用連絡協議会における工期の調整を図るとともに、無秩序な掘り返しを規制し、掘さく及び復旧工事の指導監督を強化する。 2 違反広告物の指導取締り 道路管理者等関係機関及び警察と連携して違反広告物の一掃に努めるほか、広告主や屋外広告業者に対する指導を強化することにより再発防止を図る。 3 不法占用物件等の排除及び取締りの強化 道路交通の妨害となる不法占用物件等について、指導取締りを行うとともに不法占用の防止を図るための啓発活動を積極的に行う。 <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告物条例による対応（簡易除却） 16回 	

実施機関	鹿児島地域振興局
<p>【計画の実施方針】</p> <p>道路の占用許可にあたっては、道路の構造を保全し安全かつ円滑な道路道路交通を確保するため、原則として抑制する方針の下に適正な運用を行うとともに、占用物件等の維持管理の適正化を図り、併せて、違反広告物等不法占用物件の取り締まりを強化する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路占用工事に係る掘り返し防止対策の徹底等 道路の構造を保持し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路占用工事等連絡協議会において、工期の調整等を図り、掘り返し防止対策を徹底する。 2 不法占用物件の指導取締り 不法占用物件等について、他の道路管理者、屋外広告物許可担当機関及び警察と連携して違反広告物等の一掃に努めるほか、所有者（広告主）に対する指導を強化する。 	

実施機関	市道路管理課
<p>【計画の実施方針】</p>	

道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、「必要最小限の範囲」とする方針の下に適正な許可を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化を図る。

【令和5年度事業計画】

1 道路の使用及び占用の適正化

道路を良好な状態で維持管理し、一般交通の円滑化を図るため、厳正な占用許可等に努める。

2 不法占用物件等の排除等

3 道路の掘り返しの規制等

道路占用工事連絡協議会を開催し、規制場所、期間等を調整する。

【令和4年度実績】

日頃の道路パトロール、通報等により判明した不法占用物件の排除指導の実施。

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	1 4 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細目	(2) 休憩施設等の整備の推進

実施機関	鹿児島国道事務所
【計画の実施方針】	
過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、都市間の一般道路において追越しのための付加車線や「道の駅」等の休憩施設等の整備を積極的に推進する。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	1 4 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細目	(3) 子どもの遊び場等の確保

実施機関	鹿児島地域振興局
【計画の実施方針】	
子どもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故防止を図るとともに、都市における良好な生活環境づくり等を図るため、都市公園等の整備を推進する。	
【令和5年度事業計画】	
都市公園等事業により、都市公園等を整備する。	

実施機関	市公園緑化課
------	--------

【計画の実施方針】

路上遊戯等による交通事故を防止するため、子どもの遊び場や地域住民とのふれあいの場としての地域に密着した街区公園等の均衡のとれた配置、拡充に努める。

【令和5年度事業計画】

開発行為に伴う公園の設置 4公園（予定）

【令和4年度実績】

公園名	公園所在地	開設面積	種別
田上第二公園	田上町	0.01ha	街区
松十文字公園	吉野町	0.01ha	街区
アヴェニールヴィル石谷公園	石谷町	0.02ha	街区
花棚ふれあい公園	吉野三丁目	1.56ha	近隣

実施機関

市保育幼稚園課

【計画の実施方針】

小学校低学年以下の子どもたちの路上遊戯を防止し、身体面の発育や発達を助長するため、地域の要望により設置しているちびっこ広場の管理（施設の維持補修等）を行う。

【令和5年度事業計画】

ちびっこ広場管理事業により、ちびっこ広場89か所（令和5年4月1日時点）の管理を行う。

【令和4年度実績】

ちびっこ広場の遊具安全点検を行ったほか、施設修繕24件や高木剪定等13件を実施した。

章

1 道路交通の安全

節

1 道路交通環境の整備

項目

1.4 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

細目

(4) 道路法に基づく通行の禁止又は制限

実施機関

鹿兒島国道事務所

【計画の実施方針】

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

【令和5年度事業計画】

- ・ 車両の通行制限の強化

道路の構造を保全し、また、交通の危険を防止するため、車両制限令の周知徹底を図り、違反車両については、関係機関と密接な連絡を保ちつつ指導取締りを強化する。

次の表の規格を超えるものについては、道路管理者の許可を受けなければならないので、これに伴う許可事務等の適正運営を期する。

幅	2.5 m	高さ	3.8 m (指定道路は高さ4.1 m)
重量	20 t (指定道路は重量25 t)	長さ	12.0 m
軸量	10 t	最小回転半径	12.0 m
輪荷重	5 t	隣接軸重	18～20 t

- ・ 気象等基準値により、危険箇所の交通規制を実施する。

異常気象時交通規制区間及び規制基準

- ・ 路線名：国道10号
規制区間：始良市重富～鹿児島市吉野町磯
距離標：447k900～459k200
規制基準：連続雨量が200mmに達した場合
気象観測所：竜ヶ水雨量観測所（テレメータ）
- ・ 路線名：国道225号
規制区間：鹿児島市平川町長谷迫～鹿児島市下福元町影原
距離標：34k100～37k900
規制基準：連続雨量が200mmに達した場合
気象観測所：野崎雨量観測所（テレメータ）

特殊通行規制区間

- ・ 路線名：国道10号
規制区間：始良市白浜
距離標：449k000～450k000
規制基準：越波があり、通行が危険と判断される場合
- ・ 路線名：国道226号
規制区間：鹿児島市喜入前之浜町
距離標：59k000～60k000
規制基準：越波があり、通行が危険と判断される場合

【令和4年度実績】

異常気象時通行規制を令和4年9月18日に国道226号喜入地区（鹿児島市平川交差点～指宿市岩本交差点）、国道10号竜ヶ水地区（始良市重富～鹿児島市吉野町磯）及び国道10号竜ヶ水地区（始良市重富～鹿児島市吉野町磯）において各1回実施。

積雪による通行規制を令和5年1月24日に国道3号（いちき串木野市大里（市来IC入口交差点）～鹿児島市伊敷（肥田橋交差点））及び国道225号（南九州市川辺町清水（道の駅川辺）～鹿児島市下福元町（影原交差点））において各1回、令和5年1月25日に国道3号（鹿児島市田上（鹿児島市西IC）～同市武（建部IC））及び国道226号（鹿児島市平川町（動物公園入口交差点）～同市同町（産業道路南入口交差点））において各1回実施。

実施機関	鹿児島地域振興局
------	----------

【計画の実施方針】

道路の構造を保全し、交通の危険を防止するために、道路の破損や欠壊、異常気象等により交通が危険であると認められる場合には、「道路法」（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速か

つ的確に通行の禁止又は制限を行う。

【令和5年度事業計画】

豪雨、台風等の異常気象時において、落石、崩落土等があり、道路の通行が危険であると認められた場合、状況に応じて通行規制を行う。

また、通行規制箇所については道路情報総合システム、道路情報提供装置により情報提供を行う。

実施機関	市道路管理課
【計画の実施方針】 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するために、「車両制限令（昭和36年政令第265号）」等に基づき、道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行に係る許可の審査を行う。	
【令和5年度事業計画】 特殊車両の通行に伴う制限の実施	
【令和4年度実績】 ・ 特殊車両通行許可協議件数 882件	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	14 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細目	(5) 降灰除去活動の推進

実施機関	鹿児島国道事務所
【計画の実施方針】 桜島火山爆発による道路への降灰の除去活動を速やかに行い、安全かつ円滑な交通の確保を図る。	
【令和5年度事業計画】 関係機関との連携を密にし、桜島火山爆発に伴う道路の降灰除去活動を速やかに行い、安全かつ円滑な交通の確保を図る。	

実施機関	鹿児島地域振興局
【計画の実施方針】 桜島の火山爆発における道路への降灰の除去を速やかに行うよう、降灰除去作業を実施する。 また、豪灰時においては各道路管理者等により「道路の降灰除去に関する連絡調整会議」における「降灰時における道路交通確保のための緊急措置要領」による応援体制に基づき、降灰除去活動を実施する。	
【令和5年度事業計画】	

直営及び民間貸付車などを動員し、早急に降灰除去を行い、交通の安全確保を図る。

- ・降灰除去業務委託（8地区）

実施機関	市道路維持課
【計画の実施方針】	
桜島火山爆発による道路への降灰の除去活動を速やかに行い、安全かつ円滑な交通の確保を図る。	
【令和5年度事業計画】	
直営及び民間貸付車などを動員し、早急に降灰除去を行い、交通の安全確保を図る。	
【令和4年度実績】	
1 清掃延長	機械 11,662 km 人力 0 m ²
2 降灰搬出量	機械 1,224.0 m ³ 人力 0 m ³

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細目	(1) 幼児に対する交通安全教育

実施機関	市保育幼稚園課
【計画の実施方針】	
幼稚園や保育園における交通安全教育は、幼児の心身の発達の段階や地域の実情に応じて、幼稚園教育要領の心身の健康に関する領域「健康」の内容及び保育所保育指針「第2章 保育の内容」に基づき、身の回りを安全なものにするための生活に必要な習慣や態度を幼稚園や保育園生活の自然な流れの中で身に付けていくようにする。	
その際、家庭及び関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、日常の教育・保育のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行うようにする。	
【令和5年度事業計画】	
1 各種研修会での指導を通して、交通安全教育の充実を図る。	
<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教室（年1回以上）の教育課程への位置付け ・絵本、紙芝居等の活用による日常的な交通ルール遵守の態度の育成 ・園外保育、行事等の機会を捉えた具体的マナー指導の実践 	
2 家庭及び関係機関・団体等との連携を図る。	
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に対する交通安全講習会等の奨励 	
【令和4年度実績】	
<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園や保育園に対し、交通安全教育に関する周知を行った。 	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細目	(1) 幼児に対する交通安全教育 (2) 小学生・中学生・高校生に対する交通安全教育

実施機関	市内三警察署
<p>【計画の実施方針】 幼児から成人に至るまで、段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <p>1 幼児に対する交通安全教育</p> <p>(1) 基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるための交通安全教育を実施する。</p> <p>(2) 幼稚園・保育園等において行われる交通安全教育への積極的な支援を実施する。</p> <p>(3) 幼稚園・保育園等の幼児に対しては、初歩的な交通ルールを繰り返し教え、理解させるためにアニメ映画や腹話術を活用した交通安全講話を実施する。</p> <p>2 小学生・中学生・高校生に対する交通安全教育</p> <p>(1) 各学校で行われる交通安全教育支援活動の強化及びPTA指導部に対する歩行者の街頭指導要領の指導を実施する。</p> <p>(2) 小学校交通安全指導担当者研修会を開催し、交通安全意識の高揚と子どもの交通安全に必要な正しい知識、技能を習得させる。</p> <p>(3) 交通安全こどもサミットを開催し、交通安全意識の高揚を図る（鹿児島中央警察署、鹿児島南警察署）。</p> <p>(4) 小学校低学年に対しては、初歩的な交通ルールをビデオ・腹話術・模擬信号機を活用して習得させるとともに、車の特性等を理解させ交通安全意識の高揚を図る。高学年に対しては、自転車のルール・安全な乗り方について模擬道路を活用するなどして、指導する。</p> <p>(5) 児童クラブと連携し、小学生に対する交通安全教室を開催する。</p> <p>(6) 中・高校生に対しては、交通安全講話により命の大切さ・交通社会の一員としての自覚を教え、ビデオ・模擬道路等を活用して交通ルールを習得させ、交通安全意識の高揚と自転車運転の実技能力の向上を図る。</p> <p>(7) 高校生に対するスケアードストレイト技法による交通教室の実施（鹿児島中央警察署）。</p> <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管内の小・中・高校・専門学校に対する交通教室を実施し、正しい歩行の仕方、自転車のルールについての講話を実施し、交通安全意識の高揚を図った。 交通安全こどもサミットを開催し、小学生の交通安全意識の高揚を図った（鹿児島中央警察署）。 高校生に対するスケアードストレイト技法による交通教室を実施した（鹿児島西警察署）。 	
実施機関	市安心安全課

【計画の実施方針】

幼児から成人に至るまで、段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。

【令和5年度事業計画】

幼児、児童等に対する交通安全教育

- (1) 幼稚園、保育園、小学校等において、交通安全ビデオの上映や腹話術を用いた交通安全講話、模擬信号機を活用した実践的な交通安全教育を行い、基本的な交通ルールの普及啓発に努める。
- (2) 小学校長が指定した通学路の一定場所に児童通学保護員を配置し、登校時における児童の保護誘導および通行方法の指導を行う。
- (3) 校区内の小・中学校、幼稚園、PTA、交番等の関係機関等の代表で構成しているスクールゾーン委員会の活動を支援する。
- (4) セーフコミュニティの取組において、地域住民や関係団体が主体となり、子どもやその保護者等を対象とした交通安全教室を開催し、交通ルール・マナーや横断実技、自転車実技など、実際に参加・体験しながら交通安全について学ぶことができる機会を提供する。
- (5) 「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」等の周知・広報を推進する。

【令和4年度実績】

- 1 交通安全教室の開催回数及び参加者数
 - ・ 幼稚園・保育園等 152回 9,670人
 - ・ 小学校 91回 12,983人
 - ・ 児童クラブ 42回 1,852人
- 2 児童通学保護員配置箇所数
 - ・ 191箇所（令和5年3月31日時点）
- 3 スクールゾーン委員会補助金額
 - ・ 2,084,400円（78校）
- 4 セーフコミュニティ取組校区の実績
 - ・ 歩行中の交通安全教育等（歩行中の未就学児・小学生向け）
4回 1,020人
 - ・ 自転車の交通安全教育等（自転車乗車中の小・中学生向け）
1回 220人

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細目	(2) 小学生・中学生・高校生に対する交通安全教育

実施機関	市保健体育課
【計画の実施方針】	
小・中・高等学校においては、教科「体育」「保健体育」及び「学級活動」並びに「学校行事」を中心に、学校教育活動全体を通じて、発達の段階や地域の実情に応じた交通安全指導を推進す	

る。

特に、道路交通法の改正に関する指導、「飛び出しによる事故」や「自転車乗車中の事故」防止を重点に、具体的な事例に基づく交通安全指導の徹底を図る。

また、各学校においては、通学路の安全確保及び登下校時並びに下校後の交通事故防止等について、PTAや地域、関係機関、団体と連携して推進する。

【令和5年度事業計画】

- 1 各学校においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、教科「体育」、「保健体育」及び「学級活動」並びに「学校行事」を中心に、学校教育活動全体を通じて、交通安全教育の徹底を図る。
- 2 小学校では、「飛び出しによる事故」や「自転車乗車中の事故」防止、中学校・高等学校では、「自転車乗車中の事故」防止を重点に、交通安全指導の徹底を図る。また、高等学校においては、生徒の実態や地域の実情に応じて、二輪車の安全運転を推進する機関、団体等と連携しながら、安全運転等の指導を行うなど、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図る。
- 3 各学校においては、スクールゾーン委員会をはじめ、家庭や関係機関、団体と連携して通学路を点検し、登下校時及び下校後の交通事故防止等の徹底を図る。
- 4 各学校においては、自校の実態を分析検討し、実態に即して意図的、計画的、継続的に、あらゆる教育活動を通じて交通事故防止の具体的指導の徹底を図る。特に、下校後の事故が多発しているので、学校と家庭との交通事故防止対策の共通理解を深め、事故防止の徹底を図る。
- 5 安全指導担当者研修会の充実を図る。

6月1日(木)	安全指導担当者研修会出席校	小学校	78校
		中学校	39校
		高等学校	3校
- 6 事故発生時における組織的対応及び児童生徒の安全確保の充実を図る。
- 7 「学校や関係団体等における安全・事故防止等の指導計画例」(改訂版)を活用し、交通事故防止についての関連的、発展的な内容についても指導を行い、KYT(危険予知トレーニング)の指導資料を用いた交通安全指導の徹底を図る。
- 8 交通安全映画の上映や腹話術を用いた交通安全指導講話及び模擬信号機を活用した実践的な交通安全教室を行い、基本的な交通ルールの習得に努める。

【令和4年度実績】

5月31日(火)	安全指導担当者研修会出席校	小学校	78校
		中学校	39校
		高等学校	3校

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細目	(3) 成人に対する交通安全教育

実施機関	市内三警察署
------	--------

【計画の実施方針】

幼児から成人に至るまで、段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。

【令和5年度事業計画】

- 1 安全運転管理者選任事業所に対する交通安全講習会を開催し、飲酒運転根絶等を重点とした交通安全教育を実施する。
- 2 安全運転管理者選任事業所の女性従業員を含めた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。
- 3 地域における各種会合・職場における会議等を通じ、成人運転者に交通安全教育を実施する。
- 4 自動車学校において、若者や成人女性運転者に対する交通安全教室を開催する。
- 5 各事業所に対して、事故事例・道路交通法の改正点等を中心に講話を実施し、交通安全意識の高揚を図る。
- 6 安全運転管理者モデル事業所に対し、自動車学校教習コースを活用した実技講習を実施する。(鹿児島西警察署)

【令和4年度実績】

- ・ 安全運転管理者選任事務所・各種企業に対し講話を実施し、交通安全意識の高揚を図った(鹿児島中央警察署・鹿児島西警察署)。
- ・ 安管事務所等に対し、飲酒運転根絶等を重点とした交通安全教育を実施した(鹿児島南警察署)。

実施機関	市安心安全課
【計画の実施方針】 幼児から成人に至るまで、段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。	
【令和5年度事業計画】 <ul style="list-style-type: none">・ セーフコミュニティの取組において、地域住民や関係団体が主体となり、自動車を運転する機会の多い企業等の運転者を含めた車両に乗車する者(従業員等)を対象とした交通安全教室を開催し、地域の運転マナーの向上を図る。・ 安心安全教育指導員による小学校のPTA等に対する交通安全教室を開催する。	
【令和4年度実績】 <ul style="list-style-type: none">・ 安心安全教育指導員による小学校のPTAに対する交通安全教室の開催 3回 120人	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細目	(4) 高齢者に対する交通安全教育

実施機関	市内三警察署
【計画の実施方針】 幼児から成人に至るまで、段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。	

【令和5年度事業計画】

- 1 高齢者宅訪問活動を推進し、事故防止のための交通安全一ロアドバイスを実施する。
- 2 高齢者交通安全いきいきクラブ結成による安全教育の組織づくりと、その指導育成を図る。
- 3 ナイトスクールの開催等、参加・体験・実践型講習会を実施する。
- 4 高齢者クラブ、長寿会等の団体に対してビデオ上映・交通安全講話を行う等、交通安全意識の高揚を図るための交通安全教育を実施する。
- 5 交通安全教室、ナイトスクールにおいて、夜光反射材を配布して反射材の効果説明を行う等、夜光反射材の普及及び着用促進を図る。
- 6 世代間交流による交通安全教育や自転車・電動車イス利用者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。
- 7 高齢運転者標識の表示徹底による高齢運転者の自覚及び高齢運転者を保護する思いやりのある運転の実践を図るとともに、夜間外出時の夜光反射材の着用及び薄暮時の早めのライト点灯運動を展開する。
- 8 高齢者の自転車事故防止を図るため、正しい自転車の乗り方と改正道路交通法の説明を実施し自転車利用者のマナーの向上を図る。(鹿児島南警察署)
- 9 自動車学校において、高齢ドライバーを対象としたサポカー体験安全運転教室を開催する。
- 10 ドライブレコーダーレンタル制度等を活用し、高齢運転者の安全運転を支える取組を促進する。
- 11 ミニ広報紙等あらゆる広報媒体を活用した地域住民への広報活動を実施する。
- 12 サポカーの普及促進活動を推進する。

【令和4年度実績】

- ・ 自動車学校において、高齢者対象のナイトスクールを実施し、夜光反射材の着用促進及び早目のライト点灯の重要性を認識させた。
- ・ 自動車学校及び管内の小中学校において、サポカーの体験教室を実施し、サポカーの機能・性能の周知及び普及促進を図った。

実施機関	市安心安全課
【計画の実施方針】	
幼児から成人に至るまで、段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。	
【令和5年度事業計画】	
1 高齢者の交通安全意識の高揚を図り、交通事故を防止するため、高齢者向けの交通安全教室や安心安全研修会等に指導員を派遣する。	
2 お達者クラブなどで交通安全教室を実施し、交通安全対策の啓発活動を推進する。	
3 反射材を配布し、利用促進を図る。	
4 セーフコミュニティの取組において、地域住民や関係団体が主体となり、高齢者を対象とした交通安全教室を開催し、ドライビングシミュレータや歩行シミュレータの活用など、実際に参加・体験しながら交通安全について学ぶことができる機会を提供する。	
5 高齢者の運転免許の自主返納を促進する取組を検討する。	
【令和4年度実績】	

- ・ お達者クラブ交通安全教室：100回 1,413人
(内訳)
市交通安全教室等によるもの 17回 229人
県警や県交通安全協会によるもの 83回 1,184人
- ・ お達者クラブにおける夜光反射材の配付
- ・ セーフコミュニティ取組校区の実績
参加・体験型の交通安全教室等（歩行中の高齢者向け）6回 169人
参加・体験型の交通安全教室等（高齢運転者向け）9回 302人
夜光反射材の着用啓発 4回 180個配付

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細目	(5) 障害者に対する交通安全教育

実施機関	市内三警察署
<p>【計画の実施方針】 幼児から成人に至るまで、段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害の程度に応じたきめ細かい交通安全教育の実施 2 障害者施設を訪問しての交通安全教育の実施 <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校等に対する交通教室を実施し、正しい横断の方法などについての講話を行った。 	

実施機関	市安心安全課
<p>【計画の実施方針】 幼児から成人に至るまで、段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害の程度に応じたきめ細かい交通安全教育の実施 2 障害者施設を訪問しての交通安全教育の実施 <p>【令和4年度実績】 特別支援学校等に対する交通教室を実施し、正しい横断の方法などについての講話を行った。</p>	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細目	(6) 外国人に対する交通安全教育

実施機関	市内三警察署
<p>【計画の実施方針】 幼児から成人に至るまで、段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。</p> <p>【令和5年度事業計画】 1 外国人に対し、我が国の交通ルールを指導する。 2 警察署管内国際化対策連絡協議会と共同し、留学生等に対する交通安全教室を年2回以上開催する。</p> <p>【令和4年度実績】 鹿児島国際大学や鹿児島大学の留学生のほか、管内企業外国人就労者及び日本語学校生等に対する交通教室を実施し、交通ルールの周知を図った。</p>	

実施機関	市安心安全課
<p>【計画の実施方針】 幼児から成人に至るまで、段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。</p> <p>【令和5年度事業計画】 外国人に対し、我が国の交通ルールに関する知識の普及を図る。</p> <p>【令和4年度実績】 ホームページ等（「やさしい にほんご」サイト）を通じて交通事故相談及び交通安全教室の広報に努めた。</p>	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	2 効果的な交通安全教育の推進
細目	

実施機関	市内三警察署
<p>【計画の実施方針】 関係機関・団体と連携して効果的な参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。</p> <p>【令和5年度事業計画】 1 歩行者横断システムや事故現場を活用した体験型講習会を開催する（鹿児島南警察署）。 2 自動車学校との連携によるナイトスクール、ドライビングスクール等の参加・体験・実践型の安全教育指導を行う。 3 小・中・高校生を対象とした交通安全教室を開催し、基本的な交通ルールの遵守、交通マナーの実践、自転車の正しいルールの実践を習得させる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。 4 寸劇や視聴覚資機材等を活用し、楽しく分かりやすく効果的な教育指導に努める。 5 安全運転管理者選任事業所に対する交通安全講習会を開催し、成人運転者に対する交通安全</p>	

教育を実施する。

- 6 高齢者が定期的集まる会合等に参加して、継続的に事故防止に関する一ロアドバイスを
行い、交通安全意識の高揚を図る。

【令和4年度実績】

- ・ ナイトスクールを開催し、夜光反射材の着用促進を図るとともに、交通安全意識の高揚を図った。
- ・ 安全運転管理協議会と合同で飲酒運転体験教室を実施し、飲酒運転の危険性を体験させ、交通安全意識の高揚を図った。
- ・ ナイトスクールにおいて、歩行者横断システムを活用し、体験型講習会を開催した（鹿児島南警察署）。

実施機関	市安心安全課
【計画の実施方針】 交通安全教育・普及啓発活動を行うにあたっては、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れ、市民が自ら納得して安全な交通活動を実践できるように、必要な情報を分かりやすく提供することに努める。	
【令和5年度事業計画】 1 模擬信号機やダミー人形などを活用し、参加・体験・実践型の交通安全教育を行う。 2 交通安全ビデオや腹話術などを利用して、分かりやすく興味をもちやすい交通安全教育を行う。 3 セーフコミュニティの取組において、地域住民や関係団体が主体となり、子どもや高齢者を対象とした交通安全教室を開催し、実際に参加・体験しながら交通安全について学ぶことができる機会を提供する。	
【令和4年度実績】 ・ 安心安全教育指導員による交通安全教室の開催 314回 27,621人 ・ セーフコミュニティ取組校区の実績 歩行中の交通安全教育等（歩行中の未就学児・小学生向け） 4回 1,020人 自転車の交通安全教育等（自転車乗車中の小・中学生向け） 1回 220人 参加・体験型の交通安全教室等（歩行中の高齢者向け） 9回 302人 参加・体験型の交通安全教室等（高齢運転者向け） 6回 169人	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細目	(1) 交通安全運動の推進

実施機関	市内三警察署
【計画の実施方針】 各季の交通安全運動を通じて交通安全思想の普及・浸透を図る。	

【令和5年度事業計画】

- 1 のぼり旗等の設置、交番、駐在所等のミニ広報紙、各種法令講習会を通じて、各季の運動重点等の浸透を図る。
- 2 各季においてキャンペーン等を実施し、安全運動期間の広報啓発を実施する。
- 3 各種法令講習会において、指導広報を実施する。
- 4 交通安全のメッセージが記載されたハンドプレート・のぼり旗を通行車両等に掲示する「ハンドプレート作戦・旗の波作戦」を展開する（鹿児島中央警察署・鹿児島南警察署）。

【令和4年度実績】

- ・ 専門学校、各事業所に対する交通教室の際、事故原因の大多数が前方不注視、安全不確認であることを説明し、携帯電話使用の危険性についての広報を行った。
- ・ 各季において交通安全キャンペーンを実施し、交通安全思想の普及、浸透を図った。

実施機関	市安心安全課
【計画の実施方針】 市、警察、学校、関係民間団体、地域社会及び家庭がそれぞれ特性を活かし、互いに連携を取りながら地域が一体となった交通安全教育、普及啓発活動を行う。	
【令和5年度事業計画】 市交通安全市民運動推進協議会において、春の全国交通安全運動等、各季の交通安全運動を実施する。	
【令和4年度実績】 <ul style="list-style-type: none">・ 春の全国交通安全運動（4月6日～15日） （春の全国交通安全運動鹿児島市大会：令和4年4月7日（木））・ 夏の交通事故防止運動（7月11日～20日）・ 秋の全国交通安全運動（9月21日～30日）・ 年末年始の交通事故防止運動（12月10日～1月10日）	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細目	(2) 横断歩行者の安全確保

実施機関	市内三警察署
【計画の実施方針】 運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育、交通指導取締り等を推進する。 歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルールの周知を図る。さらに、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけることなど、歩行者が自らの安全を守るための交通行	

動を促すための交通安全教育等を推進する。

【令和5年度事業計画】

- 1 信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査の結果を活用した広報啓発活動の推進
- 2 各種講習会、交通安全運動等の機会を捉えて、手上げ横断を含む歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための啓発指導に努める。
- 3 横断歩行者妨害に対する街頭での指導取締り活動の強化を図る。
- 4 県警ウェブサイト等による広報を実施するなど、周知徹底を図る。
- 5 大型電光掲示板を活用した広報啓発活動の推進（鹿児島南警察署）。

【令和4年度実績】

- ・ 署前の電光掲示板を活用し、広報啓発活動を行った。

実施機関	市安心安全課
【計画の実施方針】 横断歩行者の安全確保のため、運転者及び歩行者に対する交通安全教育等を推進する。	
【令和5年度事業計画】 1 交通安全教室を通じ、歩行者に対しては、道路横断時の交通ルールやマナーについて指導し、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進する。 2 運転者に対して、横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務等についての交通安全教育を実施する。	
【令和4年度実績】 ・ 安心安全教育指導員による交通安全教室の開催314回 27,621人	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細目	(3) 自転車の安全利用の推進

実施機関	市内三警察署
【計画の実施方針】 各季の交通安全運動を通じて交通安全思想の普及・浸透を図る。	
【令和5年度事業計画】 1 小・中・高校及び大学・専門学校における交通安全講習会を通じ、自転車の交通ルールとマナーについて指導する。 2 街頭活動において自転車利用者の交通違反に対する積極的な指導警告を実践する。 3 夜間における自転車の無灯火に対する交通指導取締りを強化する。 4 広報紙等の広報媒体を活用し、安全利用の推進を図る。 5 反射材の貼付など、街頭における指導を行う。	

- 6 学校関係者、PTAの指導部等に対して、子ども達への自転車の安全利用の広報を呼びかける。
- 7 ミニ広報紙、各種交通安全教室等における自転車利用者に対する自転車利用マナー向上のための指導の徹底、自転車利用者に対する交通指導取締り強化の方針についての広報を徹底する。
- 8 無灯火、携帯電話使用、傘さし等の自転車利用者の悪質な交通違反について指導警告や取締りの強化を図る。
- 9 街頭キャンペーンにおいて自転車の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を呼びかける。
- 10 のぼり旗、横断幕、交番、駐在所等のミニ広報紙、各種法令講習会を通じて、運転中の携帯電話使用禁止の広報活動を推進する。
- 11 街頭指導取締りを通じ、運転中の携帯電話使用禁止の指導を実施する。
- 12 各種法令講習会における運転中の携帯電話使用禁止についての指導広報を実施する。
- 13 自転車運転者講習制度及び自転車条例の周知徹底を図る。
- 14 大型電光掲示板を活用し、安全な自転車の乗り方の広報啓発活動を行う（鹿児島南警察署）。

【令和4年度実績】

- ・ 街頭キャンペーンにおいて、かごしま自転車安全利用五則の遵守と交通マナーの向上を呼びかけるとともに、中・高校、専門学生に対する交通教室を実施し、自転車安全利用の指導を行った。

実施機関	市安心安全課
-------------	---------------

【計画の実施方針】

市、警察、学校、関係民間団体、地域社会及び家庭がそれぞれ特性を活かし、互いに連携を取りながら地域ぐるみの交通安全教育、普及啓発活動を行う。

【令和5年度事業計画】

- 1 自転車運転者講習の周知とあわせて、自転車安全利用五則等の周知・広報を推進する。
- 2 小・中学校における交通安全教室を通じ、自転車の交通ルールとマナーについて指導する。
- 3 市内全小学1年生、高校1年生へ交通安全リーフレットを配付し、学校と連携して交通安全の普及啓発に努める。
- 4 学校関係者、PTAの指導部等に対して、自転車の安全利用の広報を呼びかける。
- 5 市交通安全市民運動推進協議会において、街頭キャンペーンを実施するとともに、広報紙や各種イベント等を通じ、自転車の安全利用を呼びかける。
- 6 自転車安全運転・盗難防止キャンペーンを実施し、自転車安全利用の意識の高揚を図る。
- 7 セーフコミュニティの取組において、地域住民や関係団体が主体となり、子どもを対象とした交通安全教室を開催し、自転車実技など、実際に参加・体験しながら交通安全について学ぶことができる機会を提供する。

【令和4年度実績】

- ・ 安心安全教育指導員による小学校向けの交通安全教室 91回 12,983人
- ・ 自転車の安全運転について：市ホームページ（年間）
- ・ 自転車安全運転・盗難防止キャンペーン 3回 950人
- ・ 市内全小学1年生へ交通安全リーフレットを配布 81校 約6,100人

- ・ 市内全高校1年生へ自転車交通安全リーフレットを配布 23校 約6,500人
- ・ 自転車販売業者・貸付業者への啓発・協力依頼 23店舗
- ・ セーフコミュニティ取組校区の実績
自転車の交通安全教育等（自転車乗車中の小・中学生向け） 1回 220人

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細目	(4) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

実施機関	市内三警察署
<p>【計画の実施方針】 各季の交通安全運動を通じて交通安全思想の普及・浸透を図る。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各季の交通安全運動の街頭キャンペーン等において、後部座席等のシートベルト着用を呼びかける。 2 交通安全講習会、各種会合等において後部座席等におけるシートベルトの着用効果についての指導広報を実施する。 3 交番、駐在所等のミニ広報紙、自治体の有線放送、広報紙等のほか、関係機関・団体のパンフレット等あらゆる広報媒体を積極的に活用するほか、「全席ベルト着用！！『します・させます運動』」を展開する。 <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交番発行の広報紙において、「全席ベルト着用」の記事を掲載するとともに、事業所に対する交通教室の際、DVDの視聴及び全席シートベルト着用の重要性についての講話を行った。 	

実施機関	市安心安全課
<p>【計画の実施方針】 市、警察、学校、関係民間団体、地域社会及び家庭がそれぞれ特性をいかし、互いに連携を取りながら地域が一体となった交通安全教育、普及啓発活動を行う。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各季の交通安全運動の街頭キャンペーンや交通安全教室等において後部座席を含めた全ての座席等のシートベルト着用を呼びかける。 2 広報紙等の広報媒体を活用し、シートベルト着用を呼びかける。 3 セーフコミュニティの取組において、地域住民や関係団体が主体となり、街頭キャンペーンや交通安全教室などでシートベルト着用啓発活動を行う。 <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 春の全国交通安全運動（4月6日～15日） ・ 夏の交通事故防止運動（7月11日～20日） 	

- ・ 秋の全国交通安全運動（9月21日～30日）
- ・ 年末年始の交通事故防止運動（12月10日～1月10日）
- ・ セーフコミュニティ取組校区の実績
シートベルト着用の啓発活動（全席シートベルトの着用） 25回 250枚配布

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細目	(5) チャイルドシートの正しい使用の徹底

実施機関	市内三警察署
<p>【計画の実施方針】 各季の交通安全運動を通じて交通安全思想の普及・浸透を図る。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幼稚園、保育園等の保護者等の会合や、交通安全教室の機会に正しい使用の徹底を指導する。 2 交通安全協会によるチャイルドシート貸出し制度の活用を呼びかける。 3 広報紙等の広報媒体を活用し、正しい使用の推進を図る。 4 チャイルドシート装着義務違反の取締りの強化を図る。 5 各種交通安全教室においてシートベルトの着用効果についての指導広報を実施する。 <p>【令和4年度実績】 交番が発行する広報紙で、シートベルト、チャイルドシートの装着についての記事を掲載し、その重要性について広報した。</p>	

実施機関	市安心安全課
<p>【計画の実施方針】 市、警察、学校、関係民間団体、地域社会及び家庭がそれぞれ特性をいかし、互いに連携を取りながら地域が一体となった交通安全教育、普及啓発活動を行う。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幼稚園、保育園等での交通安全教室において、正しいチャイルドシートの着用について指導する。 2 交通安全協会によるチャイルドシート貸出し制度の活用を呼びかける。 3 母子手帳交付時にチャイルドシートの使用についてのチラシを配付するなど、チャイルドシート着用を呼びかける。 4 育児教室など、保護者とその家族が集まる会合などで、チャイルドシート使用に関する効果や適正な使用方法に関する講習会を開催する。 <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページにおいて、チャイルドシートの正しい使用や県交通安全協会によるチャイル 	

ドシートの貸出し制度の活用を呼びかけた。

- ・ チャイルドシート講習会の開催 14回 123人

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細目	(6) 反射材用品の普及促進

実施機関	市内三警察署
【計画の実施方針】 各季の交通安全運動を通じて交通安全思想の普及・浸透を図る。	
【令和5年度事業計画】 1 広報紙等各種広報媒体を活用し、夜光反射材の普及促進を図る。 2 各種会合、講習会等を通じ、夜光反射材の普及促進を図る。 3 ナイトスクール等体験型の講習会を開催し、夜光反射材の効果の説明等を行い、夜光反射材の普及促進を図る。 4 警察署玄関に反射材用品の展示を行い、夜光反射材の普及促進を図る（鹿児島中央警察署）。 5 高齢者宅訪問時、高齢者の集まる講習会等で、直接貼付するなどして夜光反射材の普及促進を図る。 6 反射スコープライトを活用した普及促進を図る（鹿児島西警察署、鹿児島南警察署）。	
【令和4年度実績】 交番が発行する広報紙において、夜光反射材着用促進の記事を掲載するとともに、ナイトスクール等において、反射スコープライト等を活用した実験やその効果などの説明を行い、普及促進を図った。運転免許証自主返納者に対し、靴や持ち物に反射材を直接貼付したり、反射タスキを交付した。	

実施機関	市安心安全課
【計画の実施方針】 市、警察、学校、関係民間団体、地域社会及び家庭がそれぞれ特性をいかし、互いに連携を取りながら地域が一体となった交通安全教育、普及啓発活動を行う。	
【令和5年度事業計画】 1 広報紙等各種広報媒体を活用し、夜光反射材の普及促進を図る。 2 街頭キャンペーン等で夜光反射材の普及促進を図る。 3 セーフコミュニティの取組において、地域住民や関係団体が主体となり、街頭キャンペーンや交通安全教室などで夜光反射材の重要性を周知し、着用啓発活動を行う。	
【令和4年度実績】 ・ 春の全国交通安全運動（4月6日～15日） ・ 夏の交通事故防止運動（7月11日～20日）	

- ・ 秋の全国交通安全運動（9月21日～30日）
- ・ 年末年始の交通事故防止運動（12月10日～1月10日）
- ・ お達者クラブにおける夜光反射材の配付
- ・ セーフコミュニティ取組校区の実績
夜光反射材の着用啓発 4回 180個配付

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細目	(7) 飲酒運転の根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

実施機関	市内三警察署
<p>【計画の実施方針】 各季の交通安全運動における広報啓発活動、交通安全教室等における事業所、地域住民に対する広報啓発、飲酒運転に対する指導取締りを強化して飲酒運転の根絶を図る。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 飲酒運転取締りを強化する。 2 街頭キャンペーン、ミニ広報紙、各種会合等あらゆる機会を通じて飲酒運転根絶の広報活動を推進する。 3 交通安全協会が推進しているハンドルキーパー運動を支援する。 4 社交業組合等関係機関・団体に飲酒運転根絶に向けた取組を働きかける。 5 参加体験型の飲酒運転学習会を開催するなど、飲酒運転根絶を図る。 6 各種団体等に飲酒運転根絶を宣言させるなど、飲酒運転根絶に向けた気運の醸成と飲酒運転「8せん（やっせん）」運動を展開する。 7 天文館・中央駅周辺等飲食店街を中心に、実態を踏まえた効果的な飲酒運転取締り強化を図る。 8 飲酒運転者に対する車両提供、酒類提供及び依頼同乗等の飲酒運転周辺者の取締りを強化する。 9 安全運転管理者選任事業所に法令講習開催を働きかけ、飲酒運転防止等の運転者教育を実施する。 10 自動車学校と連携し、「飲酒運転体験講習会」を実施し飲酒運転根絶を働きかける（鹿児島中央警察署） 11 情報高校作成の電光掲示板等にて、飲酒運転防止を図る（鹿児島南警察署）。 12 民間企業と連携した大型ビジョンを活用した飲酒運転根絶気運の醸成（鹿児島南警察署） 13 交通安全講習会等において、飲酒運転疑似体験ゴーグルを活用した体験型の講習を実施する。 <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各季の交通安全運動、事故防止運動時にキャンペーンを実施し、飲酒運転防止を呼びかけた。 ・ 安全運転管理者選任事業所等に対する交通教室を開催し、その中で飲酒事故の現状などの講話を実施し、飲酒運転防止を呼びかけた。 	

- ・ 飲酒運転体験教室を実施し、飲酒運転の危険性を実体験させ、交通安全意識の高揚を図った。
- ・ 鹿児島情報高等学校作成の電光掲示板等にて、飲酒運転防止を図った（鹿児島南警察署）。
- ・ 鹿児島ユナイテッドF Cの出場する試合会場において、飲酒運転防止広報を実施した（鹿児島中央警察署）。
- ・ 民間企業の電光掲示板を活用し、飲酒運転防止を図った（鹿児島南警察署）。

実施機関	市安心安全課
<p>【計画の実施方針】 飲酒運転の根絶に向けて、各季の交通安全運動において重点的に広報啓発活動に取り組むとともに、イベント及び各種媒体を通じて意識啓発に取り組む。</p> <p>【令和5年度事業計画】 飲酒運転の根絶に向けて、運転者、地域、職場等に飲酒運転の危険性や、飲酒運転、飲酒者への車両提供、飲酒運転車両への同乗等は重大な犯罪であることを広報し、意識啓発活動を実施する。</p> <p>【令和4年度実績】 飲酒運転根絶運動キャンペーン（12月9日）</p>	

実施機関	市保健支援課
<p>【計画の実施方針】 飲酒問題を持つ者本人やその家族からの個別の相談に対応し、さらに地域住民全般へも機会をとらえた知識の普及・啓発、情報提供等の取組を推進する。</p> <p>【令和5年度事業計画】 飲酒問題を持つ者本人やその家族からの相談に応じ、専門の医療機関等へつながるように支援する。 また、アルコール関連問題啓発週間において、各種媒体を通じて、アルコール依存症についての正しい知識や相談窓口等の紹介など普及啓発活動を行う。</p> <p>【令和4年度実績】 アルコールに関する相談件数 375件</p>	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細目	(8) 農耕車の安全利用の推進

実施機関	市内三警察署
<p>【計画の実施方針】 各季の交通安全運動を通じて交通安全思想の普及・浸透を図る。</p>	

【令和5年度事業計画】

- 1 運転者に対する交通ルールの遵守や安全装置の装着等の指導を行う。
- 2 農業団体、関係機関と連携した事故防止対策の研修会や広報啓発活動を行う。

【令和4年度実績】

各交番に農作業中の事故防止を訴えるポスターを掲示し、農耕者などの安全利用について広報した。

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細目	(9) 効果的な広報の実施

実施機関	市内三警察署
【計画の実施方針】	
各季の交通安全運動を通じて交通安全思想の普及・浸透を図る。	
【令和5年度事業計画】	
<ol style="list-style-type: none"> 1 交番、駐在所等のミニ広報紙、チラシ、のぼり旗、電光掲示板による広報活動を推進する。 2 街頭キャンペーンにおいてチラシ等の配布による広報を実施する。 3 テレビ、新聞等の報道機関を通じた広報を実施する。 4 高齢者の事故防止のためのチラシを作成し、各戸回覧等により広報する。 5 パトカーや白バイを活用した広報を実施する。 6 飲酒運転根絶に向けた広報啓発活動を推進する。 7 交通安全協会の広報車による広報を実施する。 	
【令和4年度実績】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「飲酒運転絶対ダメ呼びかけ隊」による飲酒運転根絶のキャンペーンや専門学校生によるバレンタインデー交通安全運動のキャンペーン実施状況がテレビ放映され、幅広い世代に対して効果的な広報を行うことができた。 	

実施機関	市安心安全課
【計画の実施方針】	
市、警察、学校、関係民間団体、地域社会及び家庭がそれぞれ特性をいかし、互いに連携を取りながら地域が一体となった交通安全教育、普及啓発活動を行う。	
【令和5年度事業計画】	
<ol style="list-style-type: none"> 1 広報紙、チラシ、のぼり旗等による広報活動を推進する。 2 飲酒運転根絶に向けた広報活動を推進する。 	
【令和4年度実績】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 春の全国交通安全運動（4月6日～15日） 	

- ・ 夏の交通事故防止運動（7月11日～20日）
- ・ 秋の全国交通安全運動（9月21日～30日）
- ・ 年末年始の交通事故防止運動（12月10日～1月10日）
- ・ 飲酒運転根絶運動キャンペーン（12月9日）

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細目	(10) その他の普及啓発活動の推進

実施機関	市内三警察署
<p>【計画の実施方針】 各季の交通安全運動を通じて交通安全思想の普及・浸透を図る。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <p>1 高齢者対策の推進</p> <p>(1) 「高齢者交通安全の日」（毎月15日）における各種活動の推進</p> <p>(2) 「ちゃいっぺ心で補償運転」、「おもいやりの心で補償運転」の普及啓発</p> <p>(3) 高齢運転者標識（高齢者マーク）に関する広報の推進</p> <p>2 3（サン）ライト運動の推進</p> <p>(1) 夕暮れ時の早めのライト点灯を推進する。</p> <p>(2) 原則上向きライトを点灯する。</p> <p>(3) トンネル内もライトを点灯する。</p> <p>3 高齢者の交通事故防止「つけてますか？運動」・「プラス1運動」の推進</p> <p>(1) つけてますか？運動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜光反射材をつけてますか？ ・ 夕暮れ時は、早めにライトをつけてますか？ ・ 高齢運転者マークをつけてますか？ <p>(2) プラス1運動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ もう一度左の確認をプラス1 ・ 夜光反射材をプラス1 ・ 明るい服装をプラス1 <p>4 二輪車運転者に対する正しいヘルメット着用、プロテクターの着用の広報啓発活動の推進</p> <p>【令和4年度実績】 交通安全キャンペーンを通じ、3（サン）ライト運動及びプラス1運動についての周知を図った。</p>	

実施機関	市安心安全課
<p>【計画の実施方針】 市、警察、学校、関係民間団体、地域社会及び家庭がそれぞれ特性をいかし、互いに連携を取</p>	

りながら地域が一体となった交通安全教育、普及啓発活動を行う。

【令和5年度事業計画】

- 1 ホームページ等を通じて情報の提供に努める。
- 2 交通死亡事故多発警報発令時には、庁舎での館内放送等の周知広報を行う。

【令和4年度実績】

市ホームページにおいて、市内の交通事故発生状況や交通事故防止に関する情報を掲載した。

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
細目	

実施機関	市安心安全課
【計画の実施方針】 <p>交通の安全に関する民間団体については、交通安全指導者の養成等事業や諸行事に対する支援、必要な資料の提供活動等を通じて、その主体的な活動を促進する。</p> <p>また、地域団体等が実施する交通安全活動についても、地域の実情に即して効果的に行われるよう、全国交通安全運動等の機会を利用して働きかけを行う。</p> <p>そのため、交通安全対策に関して団体相互間で連携し、交通安全に関する市民を挙げての活動の展開を図る。</p> <p>このほか、地域団体等におけるセーフコミュニティの課題に基づいた取組を推進するため、行政や関係団体等との協働により地域住民の主体的な取組を促進していく。</p>	
【令和5年度事業計画】 <ol style="list-style-type: none">1 市民総ぐるみの交通安全運動を展開する。2 交通の安全に関する民間団体と密接に連携し、協力体制を強化する。3 各団体が行う諸行事に対する支援、交通安全活動の推進に必要な資料の提供等を行い、その自主的な活動を一層推進させる。4 地域の安全確保に関する自主的な活動を実施しているスクールガード、防犯パトロール隊等の相互の連携や情報の共有を図る「地域安心安全ネットワーク会議」において、セーフコミュニティの交通安全分野の取組や交通危険箇所の環境診断等を行うために必要な経費等の助成を行う。	
【令和4年度実績】 <ul style="list-style-type: none">・ 鹿児島市交通安全市民運動推進協議会総会・ 安心安全なまちづくりに関する活動補助申請団体 58団体	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進
細目	

実施機関	市安心安全課
<p>【計画の実施方針】</p> <p>1 住民参加・協働の推進 交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を促進する。</p> <p>2 セーフコミュニティに関する取組 小学校区単位の地域組織に、これまでモデル地区で行ってきたセーフコミュニティの交通安全に関する取組の実施を働きかけ、行政や関係団体等との協働による地域住民の主体的な取組を市内全域に展開していく。 このほか、地域安心安全ネットワーク会議において行うセーフコミュニティの交通安全分野の取組等に対して助成を行う。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <p>1 住民参加・協働の推進 各季の交通安全（交通事故防止）運動の展開に際し、市交通安全市民運動推進協議会の構成機関・団体に対して、それぞれの立場で効果的な交通安全諸活動が展開されるよう要請する。</p> <p>2 セーフコミュニティに関する取組 (1) 地域住民が主体的に行う交通危険箇所マップの作成や、参加体験型の交通安全教室の実施等、セーフコミュニティ交通安全対策委員会において決定した効果的と思われる取組をモデル地区での実施内容等を交えながら小学校区単位の地域組織に紹介し、行政、関係団体等との協働により地域の実情に応じた取組の実施を推進する。 (2) 地域の安全確保に関する自主的な活動を実施しているスクールガード、防犯パトロール隊等の相互の連携や情報の共有を図る「地域安心安全ネットワーク会議」において、セーフコミュニティの交通安全分野の取組や交通危険箇所の環境診断等を行うために必要な経費等の助成を行う。</p> <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 春の全国交通安全運動（4月6日～15日） ・ 夏の交通事故防止運動（7月11日～20日） ・ 秋の全国交通安全運動（9月21日～30日） ・ 年末年始の交通事故防止運動（12月10日～1月10日） ・ セーフコミュニティに関する取組 <ul style="list-style-type: none"> (1) 取組校区 7校区 (2) 安心安全なまちづくりに関する活動補助申請団体 58団体 	

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項目	1 運転者教育等の充実
細目	(1) 二輪車安全運転対策の推進

実施機関	市内三警察署
<p>【計画の実施方針】 安全運転に必要な知識及び技術を習得させるため、各種運転者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <p>1 二輪車安全運転対策の推進</p> <p>(1) 自動車学校において、二輪愛好者・二輪通学生等を対象に交通安全教室等を実施する。</p> <p>(2) 自動車学校において、安全運転管理者選任事業所の新入社員、女性運転者を対象とした参加・体験・実践型の講習会を開催する。</p> <p>(3) 安全運転管理者選任事業所、専門学校、高齢者クラブ等の交通安全教室において、ビデオ、講話等による交通安全教育を実施する。</p> <p>(4) 交番、駐在所等のミニ広報紙により、二輪車の安全運転を呼びかける。</p> <p>(5) 通勤、通学時間帯における二輪車対象の街頭指導を実施する。</p> <p>(6) 各季の交通安全運動の街頭キャンペーンにおいて、チラシ等を配布して二輪車の安全運転を呼びかける。</p> <p>(7) 新聞配達員及び郵便配達員に対する交通安全講習等を実施する（鹿児島中央警察署）。</p> <p>(8) 開陽高校、純心短期大学において二輪車通学生を対象に交通安全教室を実施する（鹿児島南警察署）。</p> <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車学校において、高校生の原付通学生を対象とした交通教室を実施した（鹿児島西警察署、鹿児島南警察署）。 	

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項目	1 運転者教育等の充実
細目	(2) 高齢運転者対策の充実

実施機関	市内三警察署
<p>【計画の実施方針】 安全運転に必要な知識及び技術を習得させるため、各種運転者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <p>1 高齢者宅訪問活動を通じ、「高齢者事故防止のチラシ」等を活用して個別指導を行い、交通安全意識の高揚を図る。</p>	

- 2 お達者クラブ、いきいきクラブ等高齢者団体に対する交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚を図る。
- 3 毎月15日の「高齢者交通安全の日」に街頭における高齢運転者への安全指導を実施する。
- 4 自動車学校においてナイトスクールを開催して、参加・体験・実践型の安全運転指導を行う。
- 5 サポカーの普及促進を行う。
- 6 「ちゃいっぺで補償運転」、「おもいやりの心で補償運転」の定着化を図る。

【令和4年度実績】

- ・ 管内の高齢者クラブなどに対する交通教室を開催し、交通安全意識の高揚を図った。
- ・ ナイトスクールにおいてサポカーの試乗体験会を実施し、サポカーの機能・性能等の周知を図った。
- ・ 田上自動車学校、谷山中央自動車学校においてナイトスクールを実施した。

実施機関	市安心安全課
【計画の実施方針】	
<p>高齢者安全運転の能力を維持・向上させるため、高齢者に対する教育の充実を図るとともに、関係団体等においてセーフコミュニティの課題に基づいた取組を実施するなど、行政や関係団体等との協働による地域住民の主体的な取組を推進していく。</p> <p>また、高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、関係機関と連携し、運転免許返納優遇制度や運転経歴証明書制度の周知を図る。</p>	
【令和5年度事業計画】	
<p>1 高齢者の交通安全意識の高揚を図り、交通事故を防止するため、高齢者向けの交通安全教室や安心安全研修会等に指導員を派遣する。</p> <p>また、県警や交通安全協会の協力のもと、お達者クラブにおいて、高齢者向けの交通安全教室を、年間を通じて計画的に実施する。</p> <p>2 セーフコミュニティ交通安全対策委員会において決定した取組を関係団体でも実施していくとともに、行政、関係団体等との協働により、地域の実情に応じた取組の実施を推進する。</p> <p>3 自動車等の運転に不安を感じる高齢者等が運転免許の自主返納について考える契機となるよう「鹿児島市高齢者運転免許自主返納サポート制度」の周知を図るとともに、優遇制度協賛事業所の募集に努める。</p>	
【令和4年度実績】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ お達者クラブ交通安全教室：100回 1,413人 (内訳) 市交通安全教室等によるもの 17回 229人 県警や県交通安全協会によるもの 83回 1,184人 ・ セーフコミュニティ取組校区の実績 参加・体験型の交通安全教室等（歩行中の高齢者向け）6回 169人 参加・体験型の交通安全教室等（高齢運転者向け）9回 302人 	

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項目	1 運転者教育等の充実
細目	(3) シートベルト、チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用の徹底

実施機関	市内三警察署
<p>【計画の実施方針】</p> <p>安全運転に必要な知識及び技術を習得させるため、各種運転者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 チャイルドシート、後部座席を含む全席シートベルトの着用の定着化を図るため、各種講習会等を通じ、着用効果の説明と正しい着用方法の指導を行う。 2 年間を通じて、安全運転管理者選任事業所でのシートベルト着用推進活動を実施する。 3 各季の交通安全運動期間において、シートベルト、チャイルドシート着用調査の実施と非着用者に対する指導取締りを実施する。 4 交番、駐在所等のミニ広報紙を活用して、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底について広報を行う。 <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シートベルト、チャイルドシートの取締りを強化するとともに、各交通教室でその重要性についての説明を行い、着用促進を図った。 	

実施機関	市安心安全課
<p>【計画の実施方針】</p> <p>市、警察、学校、関係民間団体、地域社会及び家庭がそれぞれ特性をいかし、互いに連携を取りながら地域が一体となった交通安全教育、普及啓発活動を行う。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幼稚園、保育園等での交通安全教室において、正しいチャイルドシートの着用について指導する。 2 交通安全協会によるチャイルドシート貸出し制度の活用を呼びかける。 3 母子手帳交付時にチャイルドシートの使用についてのチラシを配付するなど、チャイルドシート着用を呼びかける。 4 育児教室等の母親とその家族が集まる会合などで、チャイルドシート使用に関する効果や適正な使用方法に関する講習会を開催する。 5 セーフコミュニティの取組において、地域住民や関係団体が主体となり、街頭キャンペーンや交通安全教室などでシートベルト着用啓発活動を行う。 <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページにおいて、チャイルドシートの正しい使用や交通安全協会によるチャイルドシートの貸出し制度の活用を呼びかけた。 ・ チャイルドシート講習会の開催 14回 123人 	

- ・ セーフコミュニティ取組校区の実績
シートベルト着用の啓発（全席シートベルトの着用） 25回 250枚配布

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項目	2 安全運転管理の推進
細目	

実施機関	市内三警察署
<p>【計画の実施方針】 安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、事業所の安全運転管理体制を強化する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全運転管理協議会と連携して、各季の交通安全運動に事業所ぐるみで取り組み、交通安全意識の高揚を図る。 2 公安委員会の行う安全運転管理者法定講習を100%受講させ、安全運転管理能力の向上を図る。 3 安全運転管理者選任事業所に対し、「安管ニュース」による交通安全資料等を提供して安全運転管理の推進を図る。 4 安全運転管理者選任事業所に対する交通安全講習会を通じ、安全運転管理者の運転者管理についての指導を行う。 5 安全運転管理者選任事業所の新入社員及び女性運転者を対象とした交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚を図る（鹿児島西警察署・鹿児島南警察署）。 6 各種警察活動を通じて未選任事業所を発見し、確実な届出を指導する。 7 安全運転管理者等に関する届出書の記載事項に変更があるときは、確実に変更届出を指導する。 8 安全運転管理者等に対し、改正道交法の酒気帯び確認業務を徹底する（鹿児島南警察署）。 <p>【令和4年度実績】 安全運転管理者選任事業所等に対する交通教室や安全大会における交通講話を実施した。</p>	

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項目	3 道路交通に関する気象情報の充実
細目	

実施機関	鹿児島地方気象台
<p>【計画の実施方針】 道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防災・軽減に努める。</p>	

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、主に次のことを行う。

【令和5年度事業計画】

1 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。

また、国際的な協力として、世界気象機関（WMO）が策定した世界気象監視（WWW）計画を積極的に推進する。

2 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等

地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

(1) 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進

緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

(2) 津波警報等の確実な運用

地震計による観測に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う。

(3) 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの改善を推進する。

3 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

(1) 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

(2) 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に

迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(3) 南海トラフ地震に関連する情報等

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。

また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖における大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合には「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を公表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

4 気象知識等の普及

運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行う。

【令和4年度実績】

気象警報・注意報等の防災気象情報について、適時・適切に発表し、県や市町村などの防災機関へ伝達を行った。報道機関においても、TVやラジオを介し住民に周知していただいているところであり、同様に、道路交通においても適時・適切な情報の発表・伝達を行った。

地区別防災研修会（鹿児島市と共同開催：5月14日～28日実施）等を継続的に行った。

7月15日、9月2日、9月16日に「台風に関する説明会」を開催し、九州地方整備局等と合同で報道発表を行った。

章	1 道路交通の安全
節	4 車両の安全性の確保
項目	1 自動車の検査及び点検整備の充実
細目	

実施機関	鹿児島運輸支局
【計画の実施方針】	
道路運送車両に関し安全性の確保及び公害の防止のため各種研修会、街頭検査等、機会を捉えて検査制度や点検整備の重要性の周知等を行う。	
【令和5年度事業計画】	
1 自動車の検査の充実	

- (1) 道路運送車両法の改正等にあわせた検査体制の整備を推進することにより、同法に基づく継続検査等の自動車検査の確実な実施を図る。
- (2) 不正改造を防止するため、街頭検査の充実強化を図ることにより、不正改造車や整備不良車両等保安基準不適合車両の排除等を推進する。
- (3) 指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。

2 自動車点検整備の充実

- (1) 自動車点検整備推進運動の実施
- (2) 不正改造車を排除する運動の実施
- (3) ディーゼル車の黒煙対策及び不正軽油の取締の実施
- (4) 可搬式ナンバープレート読み取り装置を用いた無車検車両の取締の実施
- (5) 自動車の検査や街頭検査時等において自動車使用者の保守管理責任と検査及び点検整備制度の趣旨の周知徹底を図る。
- (6) 自動車整備事業者に対する指導監督を強化し、民間における点検整備の充実を図る。
- (7) 自動車運送事業者等に対し、整備管理者等を対象とした各種研修会等において、点検整備についての周知徹底を図る。

【令和4年度実績】

研修名	実施回数	受講者数
整備管理者選任前研修	11回	263名
整備管理者研修	19回	747名
整備主任者研修	26回	3,215名
自動車検査員研修	26回	1,954名

章	1 道路交通の安全
節	4 車両の安全性の確保
項目	2 自転車の安全性の確保
細目	

実施機関	市内三警察署
<p>【計画の実施方針】</p> <p>自転車の安全な利用を確保し、自転車事故防止を図るため、自転車の点検整備実施の普及と自転車の正しい利用方法等に対する指導を強化する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各季の交通安全運動期間中に交通安全協会と連携し、自転車通学の高校生に対して、自転車点検・安全利用等について街頭指導を行う。 2 小・中・高校生の交通教室及び高齢者のナイトスクールを通じ、正しい自転車の乗り方、点検要領を指導するとともに、夜間事故防止を図るため、夜光反射材の着用を指導する。 3 自動車学校において、高齢者ナイトスクールを開催し、自転車用夜光反射材の効果の説明等を行い、夜光反射材の普及促進を図る。 4 自転車安全利用五則を周知徹底させ、自転車の交通ルール、マナーの向上を図る。 	

- 5 自転車月間の実施（5月1日～5月31日）
自転車利用者に対するルール遵守徹底のための広報活動の実施
- 6 自転車運転者講習制度及び自転車条例の周知・徹底を図る。
- 7 民間企業と連携し、大型電光掲示板により、自転車の安全利用の広報啓発を図る（鹿児島南警察署）。

【令和4年度実績】

- ・ 中・高校生及び大学、専門学校生、高齢者に対する交通教室を実施し、自転車安全利用五則及び自転車運転者講習制度並びに損害賠償保険制度の説明を行い、交通安全意識の高揚を図った。
- ・ 自転車月間中、谷山駅及び喜入支所周辺で交通指導キャンペーンを実施し、自転車の安全利用を呼びかけた（鹿児島南警察署）。
- ・ 交通安全運動期間中、自転車利用者に対して、街頭指導を行った（鹿児島中央警察署、鹿児島西警察署）。

実施機関	市安心安全課
<p>【計画の実施方針】 自転車の安全な利用を確保し、自転車事故防止を図るため、自転車の正しい利用方法等の普及啓発に取り組む。</p>	
<p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自転車運転者講習の周知とあわせて、自転車安全利用五則等の周知・広報を推進する。 2 小・中学校における交通安全教室を通じ、自転車の交通ルールとマナーについて指導する。 3 市内全小学1年生、高校1年生へ交通安全リーフレットを配付し、学校と連携して交通安全の普及啓発に努める。 4 学校関係者、PTAの指導部等に対して、自転車の安全利用の広報を呼びかける。 5 市交通安全市民運動推進協議会において、街頭キャンペーンを実施するとともに、広報紙や各種イベント等を通じ、自転車の安全利用を呼びかける。 6 自転車安全運転・盗難防止キャンペーンを実施し、自転車安全利用の意識の高揚を図る。 7 セーフコミュニティの取組において、地域住民や関係団体が主体となり、子どもを対象とした交通安全教室を開催し、自転車実技など、実際に参加・体験しながら交通安全について学ぶことができる機会を提供する。 	
<p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安心安全教育指導員による小学校向けの交通安全教室 91回 12,983人 ・ 自転車の安全運転について：市ホームページ（年間） ・ 自転車安全運転・盗難防止キャンペーン 3回 950人 ・ 市内全小学1年生へ交通安全リーフレットを配布 81校 約6,100人 ・ 市内全高校1年生へ自転車交通安全リーフレットを配布 23校 約6,500人 ・ 自転車販売業者・貸付業者への啓発・協力依頼 23店舗 ・ セーフコミュニティ取組校区の実績 自転車の交通安全教育等（自転車乗車中の小・中学生向け） 1回 220人 	

章	1 道路交通の安全
節	5 道路交通秩序の維持
項目	1 交通の指導取締りの強化等
細目	

実施機関	市内三警察署
<p>【計画の実施方針】</p> <p>無免許運転、飲酒運転等の悪質な違反や危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化を図る。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通死亡事故や重大事故等に直結するおそれのある飲酒、無免許、著しい速度違反、信号無視、一時停止違反、歩行者妨害及び若者の暴走行為等に重点をおいた取締りを強化する。 2 死亡事故に直結しやすいシートベルト、チャイルドシート非着用や走行中の携帯電話使用等に対する指導取締りを実施する。また、後部座席のシートベルト着用の促進を図る。 3 暴走志向者に対する街頭指導及び爆音暴走行為、整備不良等の取締りを実施する。 4 事故多発時間帯、朝夕のラッシュ時、週末、夜間に重点をおいた指導取締りを実施する。 5 駐車違反等交通の円滑化を阻害する違反に重点をおいた指導取締りを実施する。 6 朝夕のラッシュ時に恒常的な街頭監視を実施し、歩行者、高齢者、自転車運転者による信号無視、無灯火、2人乗りなどの悪質な違反や危険性の高い違反について、指導取締りを実施する。 7 主要幹線道路や事故多発交差点において、パトカーや白バイによる街頭監視活動を実施する。 8 子どもの通学路の安全を確保するために、登下校時間帯に併せ、危険性、迷惑性の高い違反に重点をおいた取締りを実施する。 9 自転車利用者に対する交通指導取締りを実施する。 <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路における取締りを強化するとともに、幹線道路において白バイによる広報活動を実施した。 ・ 深夜における検問等、週末における飲酒運転取締りを実施した。 	

章	1 道路交通の安全
節	5 道路交通秩序の維持
項目	2 暴走族対策の推進
細目	<ol style="list-style-type: none"> (1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 (2) 暴走行為阻止のための環境整備 (3) 暴走族に対する指導取締りの推進 (4) 暴走族関係事犯者の再犯防止 (5) 車両の不正改造の防止

【計画の実施方針】

暴走志向者による各種不法事案を未然に防止するため、関係機関・団体と連携して暴走行為取締りを強化する。

【令和5年度事業計画】

1 暴走志向者に対する家庭、学校等における青少年の指導の充実

- (1) 交番、駐在所等のミニ広報紙等を活用し、暴走志向者の追放を広報する。
- (2) 交通安全講習会、各種会合を通じて暴走志向者追放の気運醸成に努める。
- (3) のぼり旗、チラシ、ポスターを掲示し、広く暴走運転追放の広報を行う。
- (4) 中学校、高校での交通安全教室において、暴走志向者の実態、危険性の説明及び暴走行為に参加しない、見に行かないよう指導する。
- (5) 週末の暴徒暴走族取締りを実施し、暴走指向者、ギャラリー等に対し、青少年の指導、補導活動を実施する。
- (6) 学校関係者に対して、広報啓発用資料を提供し、暴走行為の追放を促すため、生徒指導を強化するよう依頼する。

2 暴走行為阻止のための環境整備

- (1) 暴走志向者及びこれに伴う群衆の集合場所として利用されやすい大型商業施設、深夜営業店舗等の施設管理者に協力を求め、暴走族等を集合させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進する。
- (2) 関係機関・団体が連携を強化し、暴走行為等ができない道路環境づくりを積極的に行う。
- (3) 交番、駐在所等のミニ広報紙や各種会合を利用し、暴走族を許さない社会環境づくりの広報を行う。
- (4) 暴走族追放協力員、学校関係者等と協力し、暴走行為を許さない社会環境づくりを推進する。
- (5) 暴走志向者に対し、個々面接を行い、暴走族三ない運動（入らない、走らない、見に行かない）を徹底させ、暴走行為を許さない社会環境づくりを推進する。
- (6) 新規開店の深夜営業店等に対し、暴走志向者の集い防止のための協力を依頼する。

3 暴走志向者に対する指導取締りの強化

- (1) 暴走志向者取締りを強化して、集団暴走行為に対しては、共同危険行為違反として検挙する。
- (2) 週末、祝日の夜間における暴走暴徒に対する取締りを強化し、不法行為及び整備不良違反等の検挙を行う。
- (3) ビデオ等装備資機材の充実を図り、取締りの強化を図る。
- (4) 不正改造車及び整備不良車に対する取締りを強化する。
- (5) 他所属との連携を図りながら、暴走志向者の取締りを効果的に推進する。
- (6) 単独のゲリラ的暴徒暴走行為の実態を把握し、検挙に努める。
- (7) 運輸支局との連携を図り、合同取締りを実施するなど、整備不良対象の取締りを強化する。

4 車両の不正改造等の防止

- (1) 不正改造車及び整備不良車の取締りを行い、悪質違反車両については押収し、整備通告や運輸支局との連携の下、整備命令等の行政処分を行うとともに、改造業者、不正部品販売業

者等の背後責任についても追求し、その根絶を図る。

(2) 不正改造車使用禁止の広報活動を実施する。

【令和4年度実績】

不正改造車及び整備不良車の取締りを行うとともに、暴走志向者の把握を徹底し、また、週末における暴走族取締りを強化した。

章	1 道路交通の安全
節	5 道路交通秩序の維持
項目	2 暴走族対策の推進
細目	(5) 車両の不正改造の防止

実施機関	鹿兒島運輸支局			
【計画の実施方針】				
警察との密接な連絡調整の下に街頭検査を行い、暴走行為や過積載等を助長する不正改造車の排除に努める。				
【令和5年度事業計画】				
関係機関の協力の下、不正改造車を排除する運動を展開することにより、自動車の不正改造防止について啓発を図る。また、街頭検査を計画的に行うとともに運輸支局構内検査を定期的を実施し、不正改造車に対し整備命令交付又は警告等を行う。				
【令和4年度実績】				
不正改造車を排除する運動の実施				
① 令和4年6月の1か月間を重点期間として実施した。				
② チラシの配布、ポスターの掲示				
③ 街頭検査の実績				
実施回数	延検査車両数	不良車両数	整備不良率	整備命令等
6回	328台	36台	10.9%	0件
④ 運輸支局等構内検査の実績				
実施回数	延検査車両数	不良車両数	整備命令	警告
29回	2,748台	67台	7件	0件

章	1 道路交通の安全
節	6 救助・救急活動の充実
項目	1 救助・救急体制の整備
細目	

実施機関	市消防局
【計画の実施方針】	
交通事故による負傷者の救助・救命等を図り、また、被害を最小限にとどめるため救急医療機関等との緊密な連携・協力体制を確保しつつ、救助・救急体制の整備を図る。	

【令和5年度事業計画】

- 1 負傷者が同時に多数発生し、または発生が予想される大規模な交通事故に対処するため、関係機関との連絡体制の整備及び救護訓練を実施する。
- 2 AEDの使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の知識・技能の普及を図るために、普通救命講習などの応急手当講習会の開催を推進する。
- 3 ドクターカー、ドクターヘリ等を積極的に活用し、重症度・緊急度の高い負傷者への早期医療介入を図る。

【令和4年度実績】

- ・ 「消防総合訓練研修センター」において、廃車を活用した実践的な交通事故想定訓練を実施することにより、効果的かつ円滑な救助・救急活動に必要な知識・技術の向上が図られた。
- ・ 応急手当指導員養成講習及び普通救命講習等を実施した。

普通救命講習	239回	4,864人
救命入門コース	166回	4,359人
救急講話	3回	45人

章	1 道路交通の安全
節	6 救助・救急活動の充実
項目	2 救急医療体制の整備
細目	

実施機関	市立病院
【計画の実施方針】	
各医療機関との連携の下、傷病者の受入不能状態（たらい回し）防止等に努める。	
【令和5年度事業計画】	
1 初期及び第二次救急医療機関との情報共有化と緊密な連携体制の強化に努める。	
2 最新の医療機器の導入のほか、院内の受入体制の強化に努める。	
3 県ドクターヘリの基地病院としての継続運航及び消防局と連携したドクターカーの運用を行うことにより、救急医療体制の充実を図る。	
【令和4年度実績】	
1 初期及び第二次救急医療機関との情報共有化と緊密な連携体制の強化に努めた。	
2 心臓血管撮影装置、生化学・免疫自動分析装置等（計232点）の医療機器の導入	
3 県ドクターヘリの要請受諾件数924件、市ドクターカーの出場件数1,336件	

章	1 道路交通の安全
節	6 救助・救急活動の充実
項目	3 救急関係機関の協力関係の確保等
細目	

実施機関	市消防局
<p>【計画の実施方針】</p> <p>救急医療機関へ迅速かつ円滑に搬送するため、鹿児島市医師会、日本赤十字社鹿児島県支部等との緊密な連携・協力関係を確立するとともに、救急現場における救急隊員と医師との効果的な連携体制の確立を図る。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多数の負傷者事故救急訓練の実施に伴い、鹿児島市医師会等の関係機関と連絡会議を開催する。 2 多数の負傷者事故救急訓練を関係機関と合同で実施する。 3 市地域保健協議会(総会、総務部会)に参加する。 4 鹿児島救急医学会との連携により、救急隊員部会に参加する。 <p>【令和4年度実績】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通外傷等の救急現場に対し、必要に応じて鹿児島市医師会との協定に基づく医師派遣要請を行い、安全で質の高い救急業務の確保を図った(0件)。 2 市地域保健協議会総会に参加(令和4年5月12日) 市地域保健協議会総務部会に参加(令和4年10月31日) 	

章	1 道路交通の安全
節	7 被害者支援の充実と推進
項目	1 損害賠償の請求についての援助等
細目	

実施機関	市安心安全課
<p>【計画の実施方針】</p> <p>交通事故相談室において、交通事故被害者救済の一環として、交通事故被害者の福祉の向上を図るため、損害賠償問題等に対する助言を行うとともに、必要に応じ関係機関への斡旋を行うほか、交通事故相談活動の周知を図る。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係行政機関等との連携を密にしながら適切な指導助言を行い、交通事故相談室機能の一層の充実を図る。 2 市民のひろば、インターネット等の広報媒体の活用により、相談所について市民への周知徹底を図り、広く相談の機会を提供する。 <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市交通事故相談室における交通事故等相談件数 141件 	

章	1 道路交通の安全
節	7 被害者支援の充実と推進
項目	2 交通事故被害者支援の充実強化
細目	

実施機関	市内三警察署
<p>【計画の実施方針】</p> <p>交通事故被害者等の支援を図るため、関係機関・団体と連携し、交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を行うなど、適切な交通事故被害者支援施策を推進する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通事故被害者の相談にあつては、関係機関・団体等との連携・カウンセリング等の紹介等を行い、被害者の心情に配慮した業務推進に努める。 2 重傷・死亡・ひき逃げ事故等の被害者及び遺族に対して被害者支援要員を指定し、事故の概要、捜査経過、事件処理結果等の情報を提供するとともに「交通事故被害者の手引き」を活用し、今後の対応措置等について説明するなど、被害者の立場に立った支援を行う。 3 被害者の心情に配慮し、要望に応じて、交通事故の概要、捜査経過、加害者の処分結果等の連絡説明等支援活動を行う。 4 交通事故担当官の教育指導を行い、被害者の心情に配慮した適正な支援活動の推進に努める。 <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重傷、死亡事故発生時には、被害者支援要員を指定し、被害者の心情に配慮した支援を行った。 ・ 単独死亡事故発生時には、遺族に対し、捜査の流れの説明やパンフレット交付を実施する等の支援を行った（鹿児島西警察署、鹿児島南警察署）。 	

実施機関	市安心安全課
<p>【計画の実施方針】</p> <p>交通事故被害者等の支援の充実を図るため、関係機関・団体等と連携し、交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を行うなど、適切な支援施策を推進する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <p>犯罪被害者等への支援活動の充実及び安定した活動の展開を図るため、犯罪や交通事故等の被害者及びその家族の遺族に対して、精神的なケアを行うなど、社会全体で被害者を支えあう社会づくりを推進している「公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター」に負担金を交付する。</p> <p>【令和4年度実績】</p> <p>「公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター」に負担金を交付し、被害者を支えあう社会づくりを推進した。</p>	

章	2 鉄軌道交通の安全
節	1 鉄道交通の安全についての対策
項目	1 鉄道交通環境の整備
細目	(1) 鉄道施設の点検と整備

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
<p>【計画の実施方針】</p> <p>鉄道輸送の基本的条件である安全を確保するためには、線路施設に常に高い信頼性を確保する必要がある。そのため、軌道・構造物などの施設の事前点検整備によって故障防止に万全を期すとともに、最近の多様化するニーズに対応した施設の的確な整備及び老朽施設の取替改良を実施する。また、環境への配慮とコスト意識を持ち、業務の改善を図りながら、お客さまに安心・快適な線路設備を提供できるよう、技術の向上と継承に努める。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <p>1 安全に対する取組み</p> <p>(1) 設備・車両に起因する事故の撲滅</p> <p>(2) 踏切（里道・勝手道）事故防止対策の推進</p> <p>(3) 危機管理体制の強化</p> <p>2 軌道設備の整備</p> <p>列車の安全走行、乗り心地改善を目的とした軌道補修工事の実施</p> <p>【令和4年度実績】</p> <p>軌道補修（MTT総つき固め）25.4 km</p>	

章	2 鉄軌道交通の安全
節	1 鉄道交通の安全についての対策
項目	1 鉄道交通環境の整備
細目	(2) 運転保安設備等の整備

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
<p>【計画の実施方針】</p> <p>列車運転の安全・安定輸送を推進するための信号保安設備、踏切保安装置設備の整備強化を図る。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <p>1 木まくらぎのTPCまくらぎ化（1,330本）</p> <p>2 路盤改良の推進（187.3m）</p> <p>3 信号機のLED化（2機）</p> <p>【令和4年度実績】</p> <p>・木まくらぎのTPCまくらぎ化（2,648本）</p> <p>・路盤改良の推進（402.7m）</p>	

章	2 鉄軌道交通の安全
節	1 鉄道交通の安全についての対策
項目	2 鉄道の安全な運行の確保
細目	(1) 保安監査の実施

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
<p>【計画の実施方針】 保安監査に向けた安全管理体制の強化を図る。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全総点検等による現場の規程等に基づく検査や教育の実施状況の確認 2 安全パトロール等による事故防止対策の実行度確認 3 鉄道運転事故・インシデント等に対する事故防止対策の実施状況の確認 4 P D C Aサイクルの実施による継続的改善と見直し 5 災害を想定した訓練や行政機関等とのテロ対処訓練の実施 	

章	2 鉄軌道交通の安全
節	1 鉄道交通の安全についての対策
項目	2 鉄道の安全な運行の確保
細目	(2) 乗務員及び保安要員の教育の充実及び資質の向上

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
<p>【計画の実施方針】 鉄道交通の安全を確保するため、乗務員の資質の維持・向上を図る。</p> <p>【令和5年度事業計画】 鉄道輸送の安全な運行を確保するため、乗務員に対しては、毎月1回定期的に教育訓練を行うとともに、列車に添乗して指導を行う。また、訓練をより充実させるための取組みとして、現車・現物を活用した訓練や異常時を想定した訓練を実施する。 また、「安全に関する社員の声」を原点に、「誠実」、「成長と進化」及び「みんな元気」を行動目標に掲げ、取り組む。システムを活用して適性検査の管理の徹底を行い、乗務員等の資質の確保に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育の充実及び資質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 系統別従事員触車事故防止教育の実施 ・ 手回しハンドル訓練の実施 ○ 安全を支える人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ コンクール、訓練、シミュレータを活用した技術力および安全意識の向上 ・ 大規模災害訓練、基本動作コンクール、異常時訓練、行動訓練、安全取組発表会 ・ 知識、技術、安全意識向上を目的とした定期的なフォロー教育（乗務員）を実施する。 <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手回しハンドル訓練の実施（6月実施） 	

- ・系統別従事員触車事故防止教育（年1回以上実施）
- ・伝令法取扱い訓練（11月実施）
- ・脱線復旧訓練（11月実施）

章	2 鉄軌道交通の安全
節	1 鉄道交通の安全についての対策
項目	2 鉄道の安全な運行の確保
細目	(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
<p>【計画の実施方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道交通の安全を確保するため、異常時を想定した訓練を実施する。 2 大規模な輸送障害が想定された場合の情報把握、旅客案内等の対応力を強化する。 <p>【令和5年度事業計画】</p> <p>大規模な事故又は災害に速やかに対応するため、乗務員等の運転取扱の教育・訓練を実施するとともに異常時における連絡体制の充実及び異常時を想定した訓練を行い、特に豪雨や地震等の緊急時の対応能力向上を図る。</p> <p>また、指令員についても異常時における運行状況の把握と早期正常化のスキル向上のため、シミュレータ訓練や各箇所との連携強化の他、勉強会を開催する。</p> <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安否確認訓練（6月実施） ・大規模地震想定訓練（机上）9月実施 ・乗務員等の訓練（月1回実施） 	

章	2 鉄軌道交通の安全
節	1 鉄道交通の安全についての対策
項目	2 鉄道の安全な運行の確保
細目	(4) 鉄道交通の安全に関する知識の普及

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
<p>【計画の実施方針】</p> <p>鉄道交通の安全を確保するため、ポスターの掲示、チラシの配布等による広報活動及び沿線自治体の広報紙等への掲載などを積極的に推進する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <p>鉄道の運転事故は、列車妨害、線路への立入り、踏切道への自動車の進入等、部外者によるものが大部分であり、特に踏切事故は、列車脱線などの重大事故の可能性が高く社会的損害が大きい。</p> <p>従って、踏切の通行指導や沿線の学校等への啓発活動を強力に推進し、更に踏切事故防止講習会では模擬踏切を使用した踏切滞留脱出訓練の実施により踏切通行者に啓発を図る。</p>	

また、全国交通安全運動等の期間を活用して、自治体や警察等の協力による幅広い広報活動を積極的に推進する。

【令和4年度実績】

- ・全国交通安全運動での踏切での啓蒙放送の実施。(春、秋年2回実施)
- ・自治体発行の広報誌へ事故防止を掲載(3月実施)

章	2 鉄軌道交通の安全
節	1 鉄道交通の安全についての対策
項目	2 鉄道の安全な運行の確保
細目	(5) 気象情報等の充実

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
<p>【計画の実施方針】</p> <p>鉄道交通の安全を確保するため、関係機関との連携を強化し、気象に関する情報を的確に収集する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <p>マスメディアからの情報はもちろん、インターネット等を利用し、タイムリーな気象情報を収集して列車の安全運行に活用する。また、台風や大雪等により列車の運行を見合わせた場合は、株式会社ハレックスからの情報を参考に列車の安全運行確保や計画的な線路点検計画を立て、早期運転再開に努める。</p> <p>【令和4年度実績】</p> <p>株式会社ハレックスからの情報を参考に計画運休を実施するとともに、ホームページの更新、報道機関等への情報共有を図った。</p>	

実施機関	鹿児島地方気象台
<p>【計画の実施方針】</p> <p>鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防災・軽減に努める。</p> <p>また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1章第3節第3項 道路交通に関する気象情報の充実」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。</p> <p>特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報(予報及び警報)の鉄道交通における利活用の推進を図る。なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。</p> <p>【令和5年度事業計画(「第1章第3節第3項 道路交通に関する気象情報の充実」の再掲)】</p>	

1 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。

また、国際的な協力として、世界気象機関（WMO）が策定した世界気象監視（WWW）計画を積極的に推進する。

2 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等

地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

(1) 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進

緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

(2) 津波警報等の確実な運用

地震計による観測に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う。

(3) 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの改善を推進する。

3 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

(1) 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

(2) 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(3) 南海トラフ地震に関連する情報等

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報

告する。

また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖における大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合には「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

4 気象知識等の普及

運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行う。

【令和4年度実績】

気象警報・注意報等の防災気象情報について、適時・適切に発表し、県や市町村などの防災機関へ伝達を行った。報道機関においても、TVやラジオを介し住民に周知していただいているところであり、同様に、道路交通においても適時・適切な情報の発表・伝達を行った。

章	2 鉄軌道交通の安全
節	1 鉄道交通の安全についての対策
項目	2 鉄道の安全な運行の確保
細目	(6) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
【計画の実施方針】 事故及び災害発生時の対応能力の向上に関する訓練の充実を図る。	
【令和5年度事業計画】 1 列車防護に関する教育・訓練の実施 2 桜島降灰を想定した降灰対応訓練の実施 3 各種技術コンクール等の実施 4 各系統及び警察・消防等の関係機関と連携した異常時訓練の実施	
【令和4年度実績】 ・列車防護訓練、各種コンクールの実施 ・脱線復旧机上訓練の実施 11月	

章	2 鉄軌道交通の安全
節	1 鉄道交通の安全についての対策
項目	2 鉄道の安全な運行の確保
細目	(7) 運輸安全マネジメント評価の実施

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
<p>【計画の実施方針】 安全マネジメント体制の充実を図る。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係法令や規程等の遵守を徹底した業務運営の徹底 2 安全監査、安全点検や社員に対する安全意識アンケートの継続実施などP D C Aサイクルに基づいた安全施策への反映 3 グループ会社を含めた運輸安全マネジメントや労働安全衛生マネジメントの教育の実施、安全懇話会・安全大会の定期開催や安全創造館研修の実施によるグループ一体となった安全管理体制の充実 4 安全に関する社員の声への速やかな対応による潜在リスクの低減 <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全監査（1月実施） ・安全に関する社員の声（鹿児島支社 1,434件） 	

章	2 鉄軌道交通の安全
節	1 鉄道交通の安全についての対策
項目	2 鉄道の安全な運行の確保
細目	(8) 計画運休への取組

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
<p>【計画の実施方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 速やかな計画運休の実施 2 運転再開に向けた安全確保の徹底 3 利用者等に向けての情報提供の強化 <p>【令和5年度事業計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報をもとに計画運休を早めに計画し、駅間停車や駅での混乱等を未然に防止する。 ・安全確認作業を効率的に実施するため、必要な箇所への要員・資機材の配置など事前準備の強化に努める。また、運転再開時に向けて踏切等の設備を確実に点検し、安全を確保する。 ・情報提供を行うにあたっては、多様な情報提供手段、運行情報アプリ、駅頭掲示により、運休や運転再開等の運行情報を迅速かつ的確に多言語で提供する。 	

章	2 鉄軌道交通の安全
節	1 鉄道交通の安全についての対策
項目	3 救助・救急活動の充実
細目	

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
<p>【計画の実施方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道運転事故等が発生した場合の乗務員の対処能力向上及び早期運転再開に向けた警察、消防との連携の強化を図る。 2 地震等の大災害発生時における旅客の安全な避難誘導、鉄道交通の安全を確保するため、関係機関との連携を強化し、気象に関する情報を的確に収集する。 <p>【令和5年度事業計画】</p> <p>J R、警察、消防が参加する異常時対応訓練を実施し、鉄道運転事故発生時における対応能力の向上及び関係機関との連携強化を図る。</p> <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察・消防と勉強会を開催し、早期運転再開に向けて連携を図った（7月） ・警察と連携した不審者対応訓練の実施（12月） 	

章	2 鉄軌道交通の安全
節	1 鉄道交通の安全についての対策
項目	4 踏切道における施策
細目	

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
<p>【計画の実施方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進 鉄道と交差する道路の新設改良に当たっては、立体交差化を基本とし、踏切統廃合を推進する。また、自動車が通行する踏切道であって、その幅員が接続する道路の幅員より狭いものや環境変化に伴い交通量が増加している踏切道については、「踏切道の拡幅に係る指針」（平成13年10月1日）に基づき、道路管理者と協議して構造改良の促進を図る。 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 交通規制の実施については、踏切道の交通量、幅員、交通規制の実施状況、迂回路の状況等を勘案し、関係機関と協力を図り推進する。 3 踏切道の統廃合の促進 踏切を改良、新設する場合又は立体交差化等の計画協議段階において、踏切道の利用状況、迂回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に支障を及ぼさないと認められる箇所については、関係機関と協議を行い、統廃合を実施する。 4 その他踏切道の交通安全と円滑化を図るための措置 踏切事故は、警報無視、直前横断等に起因するものが多いことに鑑み、自動車運転者、二輪車（自転車を含む）や歩行者に対する安全意識の高揚及び踏切支障時における非常信号等の緊 	

急措置の周知徹底を図るため、春・秋の交通安全運動期間等に積極的な保安指導広報活動（含む踏切滞留脱出訓練）を実施し、踏切事故防止のPRを行う。また、踏切道における交通安全と円滑化を図るため、必要に応じて車両などの踏切通行等の違反行為に対する取締強化を関係機関に要請する。

章	2 鉄軌道交通の安全
節	2 軌道交通の安全についての対策
項目	1 軌道交通環境の整備
細目	

実施機関	市交通局
【計画の実施方針】	
安全輸送の理念に基づき、軌道施設の定期的な点検、改良、保守等を行い、安全な軌道施設の維持に努める。	
【令和5年度事業計画】	
1 路線施設等の整備	
① 武之橋橋りょうレール更换	1 式
② 荒田交差点・新屋敷交差点舗装改修	1 式
③ いづろ中央交差点横断歩道舗装改修	1 式
④ いづろ交差点横断歩道舗装改修	1 式
⑤ 市役所前交差点横断歩道舗装改修	1 式
⑥ 朝日通り交差点横断歩道舗装改修	1 式
⑦ 脇田停留場上屋改修	1 式
⑧ 木まくらぎ更换	10 本
⑨ 停留場クッションドラム取替	5 か所
2 電車架線の整備	
電車線（トロリー線）張替	1,500m
センターポール可動ブラケット取替	20 本
3 信号保安設備の整備	
脇田2号踏切道踏切制御箱更新	1 式
【令和4年度実績】	
1 路線施設等の整備	
① 木まくらぎ更换	10 本
② 専用軌道曲線部レール更换	1 式
③ 鴨池交差点舗装切削	1 式
④ 停留場クッションドラム取替	5 箇所
⑤ 宇宿一丁目停留場上屋改修	1 式
2 電車架線の整備	
電車線（トロリー線）張替	1,439m
センターポール可動ブラケット取替	10 本

3 信号保安設備の整備	
笹貫4号踏切道踏切制御箱更新	1式

章	2 鉄軌道交通の安全
節	2 軌道交通の安全についての対策
項目	2 軌道の安全な運行の確保
細目	

実施機関	市交通局
<p>【計画の実施方針】</p> <p>安全輸送の理念に基づき、軌道施設の定期的な点検、改良、保守等を行い、また、関係機関との協力による事故防止に向けた取組や広報活動を推進する。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <p>前年度と同様に全体研修、個人指導を行うとともに、危険箇所等の安全点検を実施して事故防止に努める。</p> <p>また、市民に対しては「市電は急には止まらない」のポスターを製作し、関係機関等へ配付することや、市民のひろばへの広報記事の掲載を予定。</p> <p>各季の交通安全運動時及び年末年始の輸送の安全総点検時に懸垂幕・立看板を設置し、広報活動に努める。</p> <p>【令和4年度実績】</p> <p>職員研修を行ったほか、交通安全運動や年末年始の輸送安全総点検の際に、懸垂幕・立看板を設置し広報活動に努めた。また、イベント参加者等には「市電は急には止まらない」のチラシを、警察及び教習所等関係各所には「市電は急に止まらない」のポスターを配布するなどし、事故防止への協力を依頼した。</p>	

章	2 鉄軌道交通の安全
節	2 軌道交通の安全についての対策
項目	3 救助・救急活動の充実
細目	

実施機関	市交通局
<p>【計画の実施方針】</p> <p>自然災害や運転事故、軌道施設破損など、重大事故の発生に対して、マニュアルに従い、迅速な避難活動、救助・救急活動を行えるよう、緊急時の対応訓練など研修等の充実を図る。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の対応訓練 2回程度 ・ 消防と連携した救助訓練 1回程度 <p>【令和4年度実績】</p>	

- ・ 臨時現任教養研修の実施 適宜
- ・ 脱線復旧及び救助訓練 6月10日
- ・ 「年末年始輸送安全総点検」に伴う訓練
脱線復旧・非常時の連絡体制ほか 12月14日～17日

章	2 鉄軌道交通の安全
節	2 軌道交通の安全についての対策
項目	4 踏切道における施策
細目	

実施機関	市交通局
<p>【計画の実施方針】 安全輸送の理念に基づき、軌道施設の定期的な点検、改良、保守等を行い、安全な軌道施設の維持に努める。</p> <p>【令和5年度事業計画】</p> <p>1 踏切保安設備の点検 16か所</p> <p>2 その他 踏切保安設備の更新など計画的な点検整備を図る。</p> <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 踏切保安設備の点検 16箇所 	

(参考)

- 交通安全対策基本法（抜粋）
（市町村交通安全計画等）

第26条

- 4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成することができる。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。

令和5年度鹿児島市交通安全実施計画

■発行月 令和5年12月

■発行 鹿児島市

■編集 鹿児島市安心安全課

鹿児島市山下町11-1

TEL 099-216-1209